

(参考資料)

特定証券情報 ※平成23年6月28日付、平成23年6月29日付、平成23年7月7日付 訂正情報を反映

【表紙】	
【公表書類】	特定証券情報（平成23年6月28日付、平成23年6月29日付、平成23年7月7日付 訂正情報を反映）
【公表日】	平成23年6月10日、平成23年6月28日、平成23年6月29日、平成23年7月7日
【発行者の名称】	メビオフーム株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 藤澤 忠司
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門五丁目11番2号
【電話番号】	03-5777-2626
【事務連絡者氏名】	取締役経営管理本部長 森崎 直幸
【担当指定アドバイザーの名称】	フィリップ証券株式会社
【担当指定アドバイザーの代表者の役職氏名】	代表取締役 下山 均
【担当指定アドバイザーの本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋兜町4番2号
【電話番号】	03-3666-2101
【有価証券の種類】	該当なし
【有価証券の発行価額又は売付け価額の総額】	該当なし
【取引所金融商品市場等に関する事項】	当社は、当社普通株式を平成23年7月15日にTOKYO AIMへ上場する予定であります。 なお、振替機関の名称及び住所は下記の通りです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
【安定操作に関する事項】	該当なし
【公表されるホームページのアドレス】	メビオフーム株式会社 <a href="http://www.mebiopharm.com/">http://www.mebiopharm.com/</a> TOKYO AIM <a href="http://www.tokyo-aim.com/">http://www.tokyo-aim.com/</a>
【投資者に対する注意事項】	

1 TOKYO AIMは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO AIMの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、特定証券情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、「第二部 【企業情報】 第3 【事業の状況】 4 【事業等のリスク】」において公表された情報を慎重に検討する必要があります。

2 特定証券情報を公表した発行者のその公表の時における役員（規程第43条第21号の規定にかかわらず、法第21条第1項に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいいます。以下、本項において同じ。）は、特定証券情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、金融商品取引法第27条の33において準用する第21条第1項第

1号及び第27条の34において準用する第22条に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。

3 TOKYO AIMにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の既存市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO AIMにおいては、指定アドバイザー（J-Nomad）が重要な役割を担います。TOKYO AIMの上場会社は、TOKYO AIM上場規程及び指定アドバイザー規程に従って、各上場会社のために行動する指定アドバイザー（J-Nomad）を選任する必要があります。指定アドバイザー（J-Nomad）の役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、TOKYO AIMのホームページ等に掲げられるTOKYO AIMの諸規則に留意する必要があります。

4 TOKYO AIMは、特定証券情報の内容（特定証券情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

## 第一部 【証券情報】

該当事項はありません。

## 第二部 【企業情報】

### 第1 【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

### 第2 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第7期	第8期	第9期
決算年月		平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月
事業収益	(千円)	3,920	7,690	9,177
経常損失(△)	(千円)	△516,787	△452,468	△258,224
当期純損失(△)	(千円)	△522,427	△457,681	△262,254
持分法を適用した場合の投資利益	(千円)	—	—	—
資本金	(千円)	1,946,375	80,000	230,150
発行済株式総数	(株)	25,528	25,528	28,258
純資産額	(千円)	621,696	153,086	200,980
総資産額	(千円)	691,275	203,440	289,324
1株当たり純資産額	(円)	24,353.53	5,996.82	7,112.33
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額)	(円)	—	—	—
1株当たり当期純損失(△)	(円)	△20,464.90	△17,928.62	△9,616.71
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益	(円)	—	—	—
自己資本比率	(%)	89.9	75.2	69.5
自己資本利益率	(%)	△59.1	△118.1	△148.1
株価収益率	(倍)	—	—	—
配当性向	(%)	—	—	—
営業活動による キャッシュ・フロー	(千円)	—	△403,346	△202,959
投資活動による キャッシュ・フロー	(千円)	—	△59,907	57,916
財務活動による キャッシュ・フロー	(千円)	—	—	299,200
現金及び現金同等物の期末 残高	(千円)	—	33,810	185,528

従業員数 (外、平均臨時雇用者数)	(人)	10 (0.2)	9 (0.0)	9 (0.0)
----------------------	-----	-------------	------------	------------

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. TOKYO AIM 上場規程第8条第4項の規定に基づき、第9期の財務諸表については有限責任監査法人トーマツの監査を受けております。
3. 事業収益には、消費税等は含まれておりません。
4. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。
5. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、第7期、第8期及び第9期は、1株当たり当期純損失を計上しているため記載しておりません。
6. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため記載しておりません。
7. 従業員数は就業人員（契約社員を含みます。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含みます。）は、最近1年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
8. 当社は、平成23年6月9日付で1株につき100株の割合で株式分割を行っております。当該株式分割に伴う影響を加味し、遡及修正を行った場合の1株当りの指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりであります。

回次		第7期	第8期	第9期
決算年月		平成21年3月期	平成22年3月期	平成23年3月期
1株当たり純資産額	(円)	243.54	59.97	71.12
1株当たり当期純損失(△)	(円)	△204.65	△179.29	△96.17
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益	(円)	—	—	—
1株当たり配当額	(円)	—	—	—

## 2 【沿革】

がん領域が専門で、東京大学医科学研究所外科学教室の医師江里口正純助教授（当時）及び柳衛宏宣講師（当時）は、患者の求めているニーズに応えるべく、新薬の研究や臨床効果を試験していました。一方、帝京大学薬学部教授の丸山一雄（現取締役）は、ドラッグデリバリーシステム（DDS）（※1）を応用したリポソーム（※2）製剤の研究を進めていました。医薬品の血中での安定性及びがん組織への指向性を高める目的で、研究成果、実用化に結びつける検討を重ねていたところ、それらのニーズや研究テーマを形にし、世の中に提供していく目的で、製薬企業グラクソ・スミスクライン株式会社でマーケティング経験を積んでいた藤澤忠司（現代表取締役）と出会い、4人が発起人となり、がん領域に特化したDDSを利用したリポソーム製剤の研究開発及び製造を行う会社を平成14年7月に設立しました。

年月	沿 革
平成14年 7月	東京都港区においてメビオファーム株式会社設立（資本金10百万円）
平成16年 2月	持田製薬株式会社より研究開発受託医薬品M76001に対してドラッグデリバリーシステム（DDS）の開発と評価を得る
平成17年 3月	新薬MBP-426を包含する「新規なりポソーム製剤」につき、日本において特許出願
平成17年 4月	集積活動型の研究開発拠点として横浜市鶴見区にある横浜リーディングベンチャープラザ内に研究室（横浜リサーチセンター）設立
平成17年 4月	第96回米国癌研究学会総会（American Association for Cancer Research : AACR、2005 AACR Annual Meeting）において、「オキサリプラチン封入トランスフェリンリポソーム（※3）の動物試験結果」を発表
平成17年 9月	新薬MBP-426「オキサリプラチン封入トランスフェリン修飾NGPE（※4）リポソーム」を新規の抗癌剤として米国FDA（※5）にIND（※6）提出
平成17年12月	日油株式会社に当社技術を活用した製品の販売権を与える提携契約を締結
平成18年 3月	「新規なりポソーム製剤」の優先権主張に基づき、米国特許及び国際特許（特許協力条約）を出願
平成18年 4月	MBP-426（オキサリプラチン封入トランスフェリン修飾NGPEリポソーム）につき、米国FDA より米国での治験実施開始の許可を取得し、第I相臨床試験を米国にて実施
平成18年 8月	オランダのSanquin財団とトランスフェリンに関する独占的供給・販売契約を締結
平成19年 1月	横浜リサーチセンター内に、GLP（※7）試験用の製剤製造施設を設立
平成19年 3月	トランスフェリン プレリポソームキット「TF-01-PL」を発売
平成19年 4月	米国癌研究学会総会（American Association for Cancer Research : AACR、2007 AACR Annual Meeting）にて、MBP-426及びMBP-Y003の抗腫瘍効果等を発表
平成19年10月	米国癌学会・米国国立癌研究所・欧州癌研究治療機関共催による国際合同会議（AACR-NCI-EORTC International Conference）にてMBP-426の第I相臨床試験について発表
平成21年 2月	米国にて、MBP-426の胃がん及び胃食道部がんの第II相臨床試験開始
平成21年 5月	米国臨床腫瘍学会総会（American Society of Clinical Oncology : ASCO、The 2009 ASCO Annual Meeting）にて、MBP-426の第I相臨床試験結果を発表
平成21年 8月	（独）新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）の研究開発型ベンチャー技術開発助成事業に「革新的ナノテクノロジーを応用した難治性癌治療薬の研究開発」が採択

平成21年11月	米国癌学会・米国国立癌研究所・欧州癌研究治療機関共催による国際合同会議（AACR-NCI-EORTC International Conference）にて、MBP-426の第 I b 相臨床試験の試験結果を発表
平成22年11月	世界薬学会議（Pharmaceutical Sciences World Congress : PSWC）にて、MBP-426の臨床試験の試験結果を発表
平成22年12月	本社を港区虎ノ門に移転

（用語解説①）

- ※1 ドラッグデリバリーシステム（DDS）：ドラッグデリバリーシステム（Drug Delivery System）の略で、薬物送達システムとも呼ばれており、医薬品を必要な場所に、必要な時間、必要な量だけ送達する技術・システムのこと。
- ※2 リポソーム：リン脂質から構成される微小なカプセル（数十～数百ナノメートルの大きさ）で、その内部に様々な分子を封入することができ、毒性のない薬剤カプセルとして DDS に応用されている。
- ※3 オキサリプラチン封入トランスフェリンリポソーム：プラチナ系抗がん剤のオキサリプラチンを封入したリポソームにトランスフェリン（Tf）を結合した製剤。トランスフェリンは血中にある糖タンパクの一種で、鉄と結合しその輸送を担っている。トランスフェリンと結合するトランスフェリン受容体は細胞の表面に存在しており、一般の細胞に比べがん細胞の表面に多量に発現していることが知られている。
- ※4 NGPE：N-Glutaryl Phosphatidylethanolamine、リン脂質誘導体の一種で、生体への適合性に優れ、末端に Tf を結合することができるもの。
- ※5 FDA：Food and Drug Administration、食品医薬品局。
- ※6 IND：Investigational New Drug、治験許可申請。
- ※7 GLP：Good Laboratory Practice、医薬品の安全性に関する非臨床試験の実施基準。

### 3 【事業の内容】

当社は、世界の医療現場において要望されつつもまだ商品化されていない医療用医薬品の研究開発を行い、いち早く医療現場に提供することで、社会に役立つ創薬企業として全世界の人々の健康及び QOL (Quality of Life : 生活の質) の向上に寄与することを経営理念としております。

当社は、世界の医療現場において必要とされる新薬の開発を行う創薬パイプライン開発を主要な事業と位置付けるとともに、その他、当社が保有する特許技術を軸に医薬品・製薬販売企業などに技術提供を行う特許技術導出の展開、研究素材の発見に基づく受託研究、医薬品製造の原材料に係る卸販売を行っております。

#### (1) 創薬パイプライン開発

当社では、医療現場において必要とされる医療用医薬品を、世界市場において、最速にかつ価値を最大化し上市させることを経営理念におき、DDS 技術の活用とリポソームに様々な化合物を封入する調製技術により、新薬の開発に取り組んでおります。リポソーム製剤は既に市場でいくつか製品化されておりますが、この状況は、当社が開発するリポソーム製剤の新製品に対する業界及び市場への信頼性と浸透性を促す要因となっております。また、がんに特化した NCE (New Chemical Entities : 新規化合物) の専門知識を有する外部の研究者を中心とした「研究者ネットワーク」では、国内外の大学や企業の研究者が保有している技術や新薬の発見機会を創出し、当社の製剤化・事業化のサポートにより、医療現場において必要とされる新薬の上市に向けたコンサルティング活動まで行い、新薬開発に取り組み、社会に役立つ創薬事業を展開しております。

コンサルティング活動では、必要に応じてアウト・ソーシング (外部専門家や外注業者の利用) を活用し、マルチ・ナショナル・スタディ (適切な国の適切な機関における開発) を効率的に活用した開発プログラムの戦略的立案を常に念頭におき、最速にかつ価値を最大化し上市させる創薬事業を促進しております。

当社は、新しい作用機序による、がん細胞へのターゲティングが可能なリポソーム技術を開発しました。この技術を用いて得られるリポソーム製剤は、効果、安定性に優れるとともに、封入する薬剤が有する副作用の軽減が期待されます。この技術の活用により、医薬品開発の成功確率が高まります。日本発祥の当社技術、医薬品を世界に向けて展開し、欧・米で臨床試験を進めると同時に、アジアにおいて基盤を固める研究開発を行っています。

当社の主要な創薬事業モデルは、以下の2つです。

1. 当社独自のリポソーム技術を用いて新薬を創出し、世界市場での上市に向けて、その開発権、販売権、製造権を供与します。当社の技術は、抗がん剤の効果を高め、副作用を軽減することが立証されています。現在、4品目のパイプラインを開発中で、その内の1品目は現在第II相臨床試験中です。
2. 今後、新規の DDS 技術として、①生体適合性の高いカチオニックリポソームを用いた核酸医薬品の開発、②生体適合性製剤の開発、及び③新規抗体医薬品及びその応用 DDS 製剤の開発を含めた新規パイプラインの研究開発に注力していきたいと考えています。

#### <研究プラットフォーム>

当社の研究開発においては、横浜リサーチセンターを拠点として、当社の製剤化技術と DDS 技術を中心とした開発技術を活用した研究開発を行っております。DDS 技術の製剤化研究に特化した技術、機器及び人材を揃え、研究素材を実用化・分析し、量産化まで開発する設備が整っていることにより、幅広い展開が可能になっております。

## <パイプライン>

医薬品の創薬において、研究素材の調達から研究開発、特許化・事業化までのスケジュールは他の業界に比べて非常に膨大な期間を要することが多く、特許化・事業化に至らないケースも多々あります。

当社では複数の研究素材を独自の研究者ネットワークから入手し、がんの特化した新薬のパイプラインを複数展開し、収益化まで長期間を要する創薬事業において、開発ステージの異なる新薬パイプラインを揃えることによって収益の安定化を図ってまいります。

## <現在のパイプラインの状況>

現在、当社が開発を進めているパイプラインは下表の通りです。抗がん領域に特化しています。

	コード	封入薬品	対象疾患	ステージ
1	MBP-426	オキサリプラチン	胃がん	第Ⅱ相臨床試験中
			大腸がん	第Ⅱ相臨床試験準備中
2	MBP-Y003	メトトレキサート	肉腫、リンパ腫	IND 準備中
3	MBP-Y004	ドセタキセル	固形がん	製剤化研究
4	MBP-Y005	ゲムシタビン	固形がん	前臨床試験

リポソーム製剤は1960年代に開発が始まり、1990年代に抗真菌剤の AmBisome® (※1) が世界各国で次々と上市され、さらに血中滞留性を向上させた PEG (ポリエチレングリコール) リポソームが出現して医薬品の DDS への応用が本格的に始まっております。初めて医薬品化されたリポソームは米国アルザ社の「ドキシソルビシン封入リポソーム」であり、商品名「DOXIL®」として米国をはじめ、世界 80 カ国以上で販売されております。現在では、10 種近いリポソーム製剤が世界で上市されております。

当社の保有する技術は、リポソームの外表面をリン脂質の一種である NGPE で修飾することにより、従来のリポソームと同様の網内系回避効果に加え、優れた安定性で高い血中薬物濃度 (※2) を確保し、さらにリガンド (※3) としてトランスフェリンをリポソームに修飾することで抗がん剤を効率良くがん細胞に集約させることを可能にしたため、副作用の軽減及び高い抗腫瘍効果を期待できるものであります。

「MBP-426」は、当社が開発中の新薬「オキサリプラチン封入トランスフェリン修飾 NGPE リポソーム」の名称であります。

MBP-426 は、大腸がんのファーストライン治療薬 (第一選択薬) (※4) として世界中で用いられているオキサリプラチンをトランスフェリン修飾 NGPE リポソームに封入したものです。このパイプラインには、多数の基礎試験及び動物試験により、適切な血中滞留性及び標的がん細胞への効率的な輸送効果が認められています。続くヒトを対象とした第Ⅰ相臨床試験では、オキサリプラチンを直接投与する場合よりも明らかに高い血中薬物濃度を示しつつもオキサリプラチンで最も懸念されている末梢神経障害による副作用 (※5) がほとんど見られないことが認められており、抗腫瘍効果とともに患者の QOL の向上という高い有用性を示すことが期待されております。また、オキサリプラチン封入トランスフェリン修飾 NGPE リポソームは、従来のオキサリプラチン封入トランスフェリンリポソーム (後記「第3世代リポソーム」参照) に比べて、製造コストが格段に安く、製造がしやすい、分析法が簡便であるなどの利点があります。

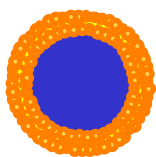
これらの利点を基に、「新規なリポソーム製剤」として平成17年3月10日に日本で特許出願をし、国際特許出願も行いました。出願国数はのべ47ヶ国にのぼり、南アフリカ共和国及びシンガポール共和国で特許化された後、平成22年11月には米国でも特許が発行されました。

「MBP-Y003」及び「MBP-Y005」は、代謝拮抗剤と称される抗がん剤のメトトレキサート及びゲムシタビンをそれぞれトランスフェリン修飾 NGPE リポソームに封入した抗がん剤です。この2つのパイプラインは、封入される医薬品有効成分を直接投与する場合と比べ、同様の抗腫瘍効果を示しながらも大幅に投与量を減少できることが動物試験から示唆されています。したがって、医薬品有効成分の持つ副作用の軽減、投与時間の短縮、投与間隔の延長等の可能性が予想され、ひいては QOL の向上も期待できるものであります。

DDS 技術を用いた医薬品の世界市場は約6兆円ともいわれている現在、スタンダードともいえる PEG リポソームから脱却した、新しい「NGPE リポソーム」で、当社はリポソーム製剤の新たなスタンダードを目指しております。本技術は PEG リポソームの問題点である薬剤作用部位で、内封薬剤が放出されにくいという欠点を改善し、薬剤送達部位（がん細胞内）における酸性状態下では確実に活性薬剤が放出できるようになりました。したがって、作用部位での高い活性が期待されるとともに、血中滞留性の最適化により適切なタイミングで生体内から排泄されることから、より安全性の高い薬剤とすることを実現化しています。

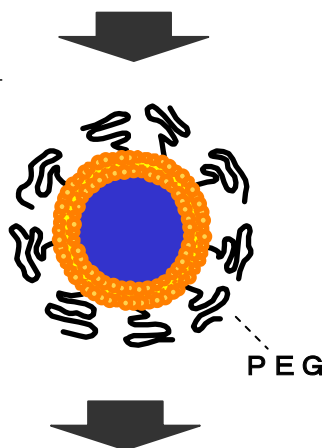
## <リポソームの発展経緯>

### 第1世代リポソーム



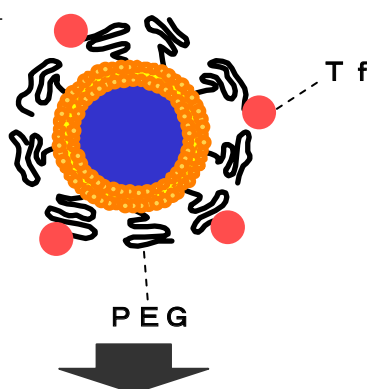
初期のリポソームは、卵黄リン脂質や大豆リン脂質等の天然に存在する細胞膜のリン脂質が用いられていましたが、静脈内投与した場合には肝臓、脾臓などの細網内皮系に取り込まれやすく、血中からの消失が速い（血中滞留性が低い）ことが問題でした。

### 第2世代リポソーム



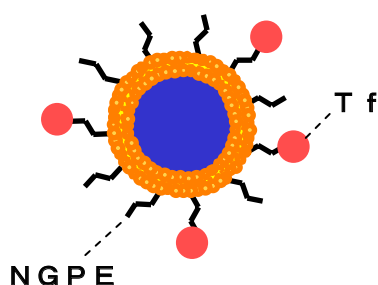
低い血中滞留性を解決する手段として、リポソーム膜を硬くするために、リポソーム膜構成成分として脂質部分が飽和結合のみである合成リン脂質等が用いられ、更にリポソーム表面をポリエチレングリコール（PEG）で修飾したリポソームが開発され、細網内皮系回避可能な血中滞留性の高い画期的なリポソームとして脚光を浴びてきました。ドキソルビシン封入リポソームは、商品名 DOXIL®として米国をはじめ世界80カ国以上で販売されております。

### 第3世代リポソーム



当社では、世界的に有用とされているプラチナ系抗がん剤オキサリプラチンの抗腫瘍効果を更に増強させるために、リポソーム表面をPEGで修飾して血中滞留性を高め、PEG末端にリガンドとしてトランスフェリン（Tf）を結合させがん組織への指向性を高めたオキサリプラチン封入 Tf-PEG リポソームを開発し、日本において特許（第3415131号）を取得しました。

### 第4世代リポソーム（新しいリポソーム）



PEGに替えてリポソームの外表面をリン脂質の一種であるNGPEで修飾することにより、従来のTf-PEGリポソームの効果に加え、がん細胞に必要な投与量だけ届く適切な血中滞留性効果と標的細胞への効率的な輸送効果が認められました。この効果により、オキサリプラチンのもつ末梢性の神経・感覚障害などの副作用の軽減が図られ、高い安全性を示すことでより一層のQOL向上を期待できます。

第4世代リポソームとしてオキサリプラチン封入Tf-NGPEリポソームの開発に成功した当社は、平成17年3月10日に特許出願を行い、リポソーム製剤の新たなスタンダードを目指します。

## <DDSとリポソームについて>

「DDS」とは、ドラッグデリバリーシステム（Drug Delivery System）の略で、薬物送達システムとも呼ばれており、医薬品を必要な場所に、必要な時間、必要な量だけ送達する技術・システムのことで、従来の薬剤は、投与後、目的の場所に達するまでに薬効成分が変化してしまったり、目的の場所に達する量がわずかになってしまうといった課題がありました。そのため必要な薬物量を確保するために大量の薬剤を投与しなければならず、副作用が避けられない薬剤も存在しています。適切な場所へ必要な量の薬剤を届けやすくする DDS 技術を応用することによって、薬物の効果と安全性を最大限に引き出すことが可能になると考えられています。近年の医療現場においては、患者の QOL 向上が重要視されるようになり、DDS 技術はますますその重要性を認められています。

「リポソーム」とは、リン脂質から構成される微小なカプセル（数十～数百ナノメートルの大きさ）で、生体の細胞膜に類似の構造が見られます。その内部に様々な分子を封入することができ、1960年代に英国バングハム（Bangham）博士が発見して以来、毒性のない薬剤カプセルとして DDS に応用されてきました。1990年、深在性（内臓性）真菌症（※6）の治療を目的に、抗真菌剤アムホテリシン B を封入したアムビゾーム AmBisome®が世界初のリポソーム製剤として上市され、その後世界各国で次々と上市された結果、現在では世界約 50 カ国で販売されています。

### （用語解説②）

- ※1 アムビゾーム AmBisome®：アムホテリシン B をリポソーム化することにより、アムホテリシン B の有効性を維持したまま、その副作用（腎毒性）が軽減された製剤。
- ※2 血中薬物濃度：投与した薬物の血液中の濃度。薬の作用とは密接な関係がある。
- ※3 リガンド：特定の受容体（レセプター）に特異的に結合する物質。がん細胞の表面にはトランスフェリンレセプターが正常細胞にくらべ多量に発現していることが知られており、トランスフェリンと結合する。
- ※4 ファーストライン治療薬（第一選択薬）：数ある治療薬のうち、最初に投与する治療薬のこと。
- ※5 副作用：末梢性の神経感覚障害、倦怠感、下痢、嘔気及び嘔吐、貧血、白血球減少、好中球減少、血小板減少などが主な副作用である。
- ※6 深在性（内臓性）真菌症：全身の臓器や組織が真菌で侵される感染症。

## （2） 特許技術導出

当社の研究開発により取得した特許技術について、社会に役立つ創薬企業として全世界の人々の健康及びQOLの向上を目指すために医薬品販売企業や製薬販売企業に当社の保有する特許の全部又は一部を販売する事業であります。特許技術の販売においては、「研究プラットフォーム技術の活用」を展開することにより、グローバルな知識を活用した効率的かつより早い研究素材の実用化と価値の最大化を図っております。現在のところ、当社の強みであるリガンド修飾NGPEリポソーム特許技術の全部又は一部は、様々な研究開発において利用又は貢献できる技術であり、様々な研究開発機関がこの研究プラットフォーム技術を活用しております。そのため、他の研究者や企業において、独自の物質を封入したリガンド修飾NGPEリポソームを作成することが可能であり、医薬品販売企業や製薬販売企業は、医療に有効な医療用医薬品の開発のチャンスを得ることになります。当社は、この研究プラットフォーム技術供与と研究者ネットワークの融合により効率的に研究素材の発見の機会を得て、特許技術を供与することによって、特許技術に基づく開発研究成果を全世界の人々の健康及びQOLの向上に貢献することを目指してまいります。

特許を取得した医薬品・技術に関しては、世界最大の医薬品市場を持ち、比較的特許取得も容易である米国市場をターゲットに捉えて、短期間での収益化というビジネスチャンスを狙います。米国へ

の特許出願と同時に世界各国への特許出願を行い、グローバルな医薬品・技術の販売を展開していきます。

### (3) 受託研究

当社は、製薬会社、大学、医療機関などの依頼に基づき、研究プラットフォーム技術供与を適用し、当社の強みである DDS リポソームを活用した新規性のある医薬品・技術の研究開発によるリード化合物（※）の選定、当社による製剤化研究、臨床試験に向けての FDA の基準に準拠した分析体制に基づく実用化技術のサポートを行っております。医薬品・技術の特許の審査が承認され、高い技術性と社会的貢献の有効性が認められる場合には、事業化に至るまでのサポートを行う方針であります。

（用語解説③）

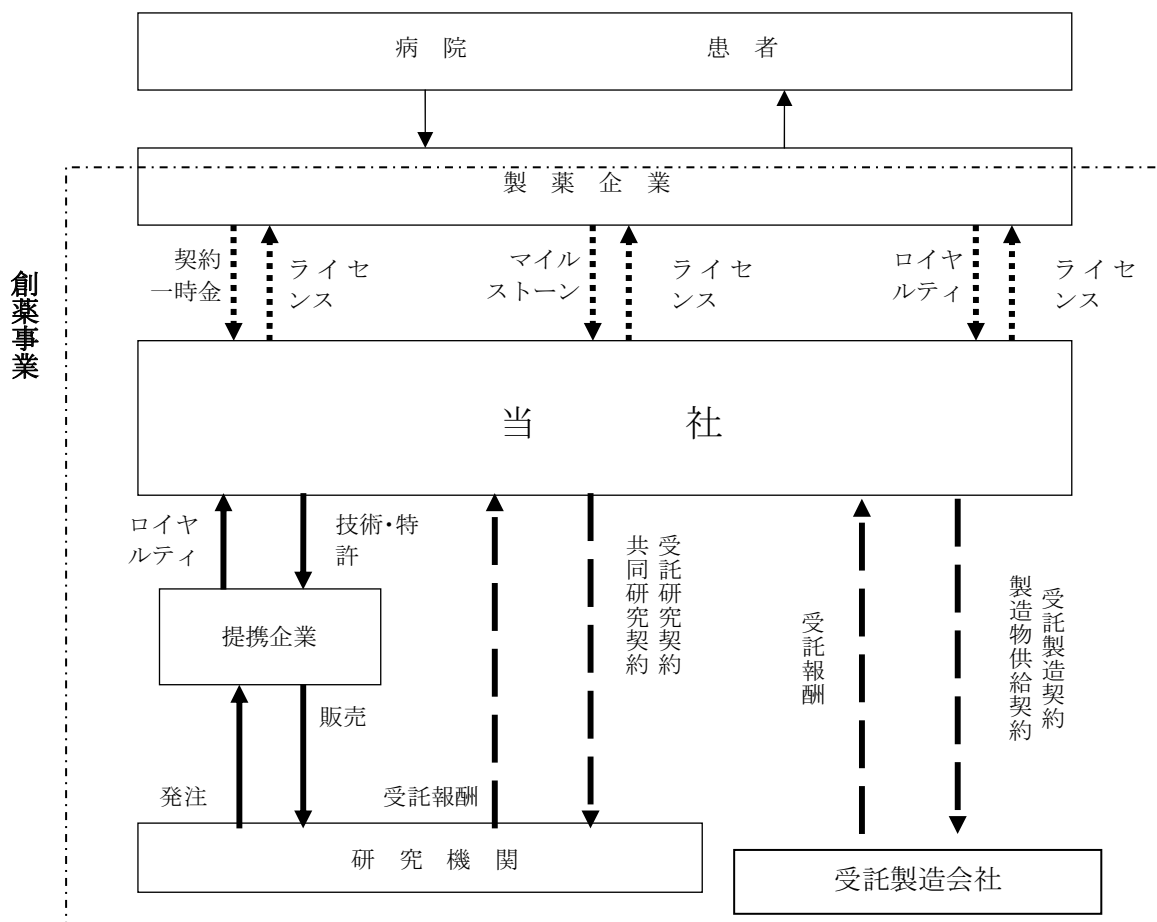
※ リード化合物：医薬品候補化合物としての十分な活性や物性を有する新規化合物。

### (4) その他

当社が開発中のパイプラインは、がん細胞に特異的に多く発現するトランスフェリン受容体に着目し、この受容体を認識するトランスフェリンをリポソームのリガントとして結合させております。当社はかかるパイプラインの開発にあたり、オランダの Stichting Sanquin Bloedvoorziening との間で原材料である高い品質のトランスフェリンの独占的供給・販売権契約を締結し、調達すると同時に全世界にむけて販売、提供しております。このトランスフェリンはリポソームのリガンド、原材料となると同時に、細胞培養用試薬、組換えタンパク質製造用無血清培地あるいは再生医療におけるヒト細胞培養用無血清培地の添加剤等、広く利用されるものです。今後、新薬の開発・製造・販売段階に応じて、トランスフェリンの仕入量は増加していくものと予想しており、増加に伴う購入価格の低減などスケールメリットを享受できるものと考えております。このメリットによる安定的なトランスフェリンの購買が実現し、世界中への卸売販売が可能となります。

また、当社のパイプラインの開発権、販売権、製造権を供与することに伴い、当社が開発中のパイプラインに用いられる API（Active Pharmaceutical Ingredient：医薬品有効成分）や脂質等の第三者への供給も可能となり、販売する卸事業を行い、中間マージンでの利益を得ることも今後の事業展開において推進する予定であります。

<事業系統図>



4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成23年5月31日現在

従業員数 (人)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)	平均年間給与 (千円)
10	40.9	3.7	6,886

(注) 1. 従業員数は就業人員 (契約社員を含みます。) であります。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含みます。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておきませんが、労使関係は円満に推移しております。

### 第3 【事業の状況】

#### 1 【業績等の概要】

##### (1) 業績

当事業年度におけるわが国経済は、新興国向けを中心とする輸出の増加等により、企業収益に一部回復の兆候が見られたものの、円高・デフレの長期化や厳しい雇用情勢等、依然として先行き不透明な状況にあります。このような状況下、平成23年3月11日に発生した東日本大震災によるわが国経済への影響が懸念される中、当事業年度を終了いたしました。

当社が属する製薬業界においても、大手製薬会社の後発医薬品市場への本格参入や、国内製薬企業の海外バイオ企業との業務提携や企業買収が増加するなど、業界再編の動きはますます盛んになっております。

このような状況の中で当社は、創薬事業における主力パイプライン「MBP-426」の開発とライセンス契約活動に経営資源を集中しつつも、研究プロジェクトの選択により、効率的な開発活動を展開しております。

##### ① 創薬パイプライン開発の状況

当社が現在最も開発に注力している「MBP-426」（オキサリプラチン封入トランスフェリン修飾 NGPE リポソーム製剤）につきましては、胃がんを対象に第Ⅱ相臨床試験を米国その他にて実施しておりますが、治験施設として新たに2施設を追加し、開発を加速させております。第Ⅱ相臨床試験を業務委託している米国 CRO（医薬品開発業務受託機関）も組織再編を経て、担当メンバーや体制は変化したものの、担当者の意欲は衰えることなく進めており、第Ⅱ a 相臨床試験に続き第Ⅱ b 相臨床試験を実施してまいります。当社は POC（Proof of Concept：創薬概念の立証）の早期獲得により、現在交渉を進めている製薬企業へのライセンスアウト契約の締結を目指してまいります。また、平成24年3月期前半には、新たに大腸がんの第Ⅱ相臨床試験を開始する予定です。

「MBP-Y005」（ゲムシタビン封入トランスフェリン修飾 NGPE リポソーム製剤）につきましては、NEDO（独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構）のイノベーション推進事業に採択され、NEDO の助成のもと研究開発を進めてまいりました。当事業年度においては、商業スケールでの製造技術を確立するとともに、前臨床試験を開始し、第Ⅰ相臨床試験開始に向けた準備を進めました。

当事業年度においては、JST（独立行政法人科学技術振興機構）及び国立医薬品食品衛生研究所の助成事業に参画いたしました。これら助成事業の採択にあたっては、当社の臨床試験を確立してきた実績や事業推進能力、医薬品に係る諸規制への対応能力が高く評価されました。

##### ② 特許出願及び技術導出の状況

当社における特許出願の状況につきましては、特許出願した技術についての諸外国での審査も順調に進行しており、順次特許権が成立しております。米国で当社の基本技術に係る特許も成立し、この特許権及び当社独自のリポソーム技術を活用し、技術・ノウハウの供与、特許の使用許諾を行ってまいります。

また、当社のリポソーム製剤のスケールアップ（臨床試験スケールでの製造）技術につきましても、技術供与や技術コンサルティング受託業務を展開してまいります。

##### ③ 海外展開の状況

当社は、動物試験や臨床試験、治験薬製造等の試験委託、治験薬製造のための原材料購入等、医薬品開発に関わる事業活動について、米国や欧州を中心にグローバルに展開してまいりました。更

に、シンガポールにおける開発活動を検討しており、現地の開発インフラや人的資源、事業展開のサポート、助成金などを活用した事業展開を進めてまいります。

④ その他

糖タンパク質のトランスフェリンの販売につきましては、トランスフェリンをリガンドとした DDS 製剤向け原材料以外の応用分野を探索するとともに、拡販施策を継続展開しております。

以上の結果、当事業年度の業績は、事業収益 9,177 千円（前事業年度比 19.3%増）、営業損失 318,551 千円（前事業年度は営業損失 508,382 千円）、経常損失 258,224 千円（前事業年度は経常損失 452,468 千円）となりました。また、当期純損失は 262,254 千円（前事業年度は当期純損失 457,681 千円）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当事業年度における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前事業年度末に比べ 151,718 千円増加し、当事業年度末には 185,528 千円となりました。

また、当事業年度中における各キャッシュ・フローは次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度において営業活動の結果使用した資金は 202,959 千円（前事業年度 403,346 千円）となりました。これは主に、税引前当期純損失が△259,815 千円、棚卸資産の減少 34,234 千円となったことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度において投資活動の結果得られた資金は 57,916 千円（前事業年度△59,907 千円）となりました。これは主に、投資有価証券の売却による収入 40,030 千円、敷金の回収による収入 24,931 千円によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度において財務活動の結果得られた資金は 299,200 千円（前事業年度該当なし）となりました。これは増資に伴う収入によるものであります。

## 2 【生産、受注及び販売の状況】

### (1) 生産実績

当社は現在研究開発を主体としており、生産実績はありませんので、生産実績の記載はしていません。

### (2) 受注状況

当社は現在受注生産を行っていませんので、受注実績の記載はしていません。

### (3) 販売実績

当事業年度の販売実績を事業の内容別に示すと、次のとおりであります。

事業内容別	当事業年度 (自 平成 22 年 4 月 1 日 至 平成 23 年 3 月 31 日)		前年同期比 (%)
	金額 (千円)	割合 (%)	
創薬事業	9,177	119.3	
合計	9,177	119.3	

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 最近2事業年度の主要な販売先及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

販売先	前事業年度 (自 平成 21 年 4 月 1 日 至 平成 22 年 3 月 31 日)		当事業年度 (自 平成 22 年 4 月 1 日 至 平成 23 年 3 月 31 日)	
	金額 (千円)	割合 (%)	金額 (千円)	割合 (%)
	株式会社プライミュン	6,800	88.4	9,150

### 3 【対処すべき課題】

当社は、社会に役立つ医療用医薬品を市場化するため、世界各国の研究者と連携し、その技術や開発シーズを見極め、当社のコア技術と融合させ、特許を取得し、その特許を基に海外を含めた広範な研究者ネットワークの活用を図り、スピード感のある新薬開発を推し進めてまいります。また、医療用医薬品化に向けた製剤化技術を活かして、がん領域に特化し、医療用医薬品を迅速かつ効率的に医療現場へ送り出していくことを使命としております。

その実現に向け、以下の課題に取り組んでまいります。

#### (1) 新規抗がん剤の開発促進

パイプラインの主力であります「MBP-426」につきましては、患者様の安全性を第一に高品質で有用な医薬品として一日も早く市場に供給すべく、戦略的に臨床試験を進めてまいり所存です。米国での固形がん患者を対象とした単剤での第Ⅰ相臨床試験はすでに完了し、第Ⅱ相臨床試験の適正用量が確認されました。また第Ⅱ相臨床試験については、FOLFOX（※）レジメで標準的に使用されている5-FU及びロイコボリンとの併用治療法を採用し、上部消化器がん(胃がん)患者を対象とした試験が開始されました。第Ⅰ相臨床試験成績にもとづいて、投与量設定のための第Ⅰb相臨床試験が行われ、投与用量が170mg/m<sup>2</sup>として設定されました。現在、第Ⅱ相臨床試験が効果と安全性を確認する目的で実施されています。また本臨床試験に向け、遅滞なく治験薬を提供するために、治験薬のスケールアップ製造を推し進めております。

(用語解説④)

※ FOLFOX：フルオロウラシル、フォリン酸、オキサリプラチンの3剤を併用するがん化学療法。  
フルオロウラシル（商品名「5-FU」など）はピリミジン拮抗剤であり、チミジル酸合成酵素を阻害することでS期特異的にDNA合成阻害をする。フォリン酸は、抗葉酸代謝拮抗剤治療の際に、葉酸を補うために用いられる。カルシウム塩（ロイコボリン）が医薬品として用いられ、フルオロウラシルの効果を増強させる。

#### (2) ライセンス供与先の戦略的選定

医薬品の開発、とりわけ後期臨床試験段階におきましては、多額の投資及び労働力の注入が必要となります。当社は、開発品目の特性を考慮した上で、大手製薬企業へ開発権や販売権を供与することにより、医薬品としての価値の最大化を図ってまいります。

なお、当社が開発を進めている「MBP-426」をはじめとするリポソーム製剤の製造に関し、当社が保有するリポソーム製剤の製造に関する技術を田中貴金属工業株式会社に許諾し、田中貴金属工業株式会社に製造を委託することについて、基本合意を締結しております。

#### (3) 有力特許の創出

横浜リサーチセンターでは、高品質の製造・分析を行える体制を整えており、研究成果から新規特許の申請と既存特許の保護を図るとともに、特許申請に際しましては、専門家の意見を取り入れ、最大限の価値を創造する特許ポートフォリオの確立を推し進めてまいります。

#### (4) 継続的なパイプラインの構築と人材の確保

当社は、現在DDSプラットフォームを応用したパイプラインを有しており、早い時期に販売承認を得られるよう開発活動を行っております。DDSプラットフォームは、汎用性を有しますので、この汎用性により成功確立の高い開発品をパイプラインに投入できることが可能となります。また、一方で

将来に渡り継続性のある研究開発活動を行うためには新規の有効成分 NCE (New Chemical Entities : 新規化合物質) を発見・導入することが必要不可欠であり、国内外の研究者が有する NCE へアクセスできる環境を整備する必要があります。また、今後増加が予想されるパイプラインに対し、高生産性を維持しつつ、開発データの収集を行う必要があるため、これらの業務を行う人材の確保と教育訓練を必要不可欠な課題として取り組んでいく所存です。

#### (5) マーケティング戦略の企画立案

開発品により収益を確保するには、製造コストの低減と市場競争力を有する価格を実現するための販売戦略の構築が必須と考えられます。製造コストの低減のためには、調達コストの低減と製造工程の最適化のための改善が必要です。また、販売戦略の構築につきましてはライセンスアウト先との質の高いコラボレーションが必要であり、これらを統合したマーケティング戦略を企画立案できる能力を開発していきたいと存じます。

#### (6) 財務基盤の強化

当社では、研究開発活動の進捗に伴い継続的な営業損失及び営業キャッシュ・フローのマイナスが生じており、今後も研究開発投資等の資金需要の増加が予想されます。このような資金需要に対応すべく、製剤開発、前臨床試験、初期の臨床試験の成果として創出した開発化合物の導出を実現するとともに、公的制度の活用も含めた資金調達の手段の多様化を検討し、今後の継続的な事業継続のための財務基盤の強化を図っていく方針であります。

## 4 【事業等のリスク】

当社の事業展開上のリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項を記載しております。なお、当社は、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める所存であります。また、以下の記載は本株式への投資に関連するリスクをすべて網羅するものではありませんので、この点ご注意ください。

また、以下の記載事項は、特に断りがない限り、公表日（平成 23 年 6 月 10 日）現在の事項であり、将来に関する事項は同日現在において当社が判断したものであります。なお、(12)③の田中貴金属工業株式会社に係る記載事項は、この訂正特定証券情報の公表日（平成 23 年 6 月 28 日）現在の事項であり、将来に関する事項は同日現在において当社が判断したものであります。

### (1) 市況リスクについて

当社では研究開発に基盤を置く企業として、国内外の大学や研究者と連携し、社会に役立つ医療用医薬品、特に独自の DDS 技術を駆使した新しいリポソーム製品を開発し、がんの治療を専門領域とした開発に携わっております。当社は必要とされる医療用医薬品の価値を最大化した上で、世界市場に対し迅速に上市させることを基本理念として掲げておりますが、当社の所属している医薬品業界においては、以下の市況リスクが生じると考えます。

#### ① 開発・供給のスピード

医療用医薬品は、人の生命や健康を守るために必要不可欠な生命関連品であり、今日なお、全世界において治療が困難で新薬の開発が待ち望まれている疾病が数多くあります。特に先進国において高齢化社会を迎えている中で、急増している疾病の一つとしてがんがあり、かかる疾患のための医薬品の市場は中長期的にみても大きく拡大していくものと思われまます。豊かで活力のある社会を築いていくために、これらの疾患に対する医薬品の開発は不可欠であります。

このような状況の下、上述のとおり、当社は世界中の人々の期待に応えるべく、より質を高めた新薬を、競合他社に先駆けて世界市場に対し最速で上市させることを基本理念として掲げております。このことは同時に、当社及び当社製品の世界におけるブランド力を高め、競争力の向上につながることもなります。

しかしながら、研究開発や臨床試験等を経た実用化が当初の予定通り進行しなかった場合には、それだけ上市が遅れ、迅速性という市場のニーズに対応できなくなります。仮にこのような状況が継続すれば、競合他社との競争力が減退することにつながり、結果として財政状態や経営成績に重大な影響を及ぼすおそれがあります。

#### ② 代替技術の発明

当社では、保有する新しいリポソーム化の技術をコア競争力に据え、既存の DDS にさらに改良を重ね、最先端でより有効性の高い新薬の開発・供給に携わることで、医療現場や全世界の人々の QOL の向上に貢献していく方針です。しかしながら、医薬品の技術は急速かつ重要な進歩を遂げており、この状況は今後も続くと考えられます。今後、他社研究機関等によりさらに画期的な新薬の開発技術が創造・実用化され、あるいは全く新規の治療法等が開発された場合には、当社の保有するリポソーム化技術そのものが陳腐化し、開発費用すらカバーできない可能性も考えられ、当社の財政状態及び経営成績に重大な影響を及ぼすおそれがあります。

### (2) 事業の特徴、内容について

当社においては、研究開発を基盤とした企業として、国内外の研究者と連携し活動していると同時に、医薬品の研究開発から上市までのプロセスの困難さも十分理解しております。これらの困難を克服するために、日本国内のみならず世界中の研究者との連携・ネットワークを活用しております。このような連携・ネットワークを活用し、シーズ（研究素材）を入手し、そしてそのシーズをもとに創薬を目指した新しい技術の研究開発を行っております。また当社は、基礎研究・臨床研究間の相互連携等を図ることを目的に、研究グループをコーディネートし、それを積極的に活用しているとともに、知的財産権の確保・保持の一環として特許の出願及び管理を行っております。

このように、当社における自社研究開発活動のほか、異なる事業体との間の連携や提携等を通じて、研究レベルで開発が中断しているシーズや技術を利用した創薬事業化を実現できるようサポートすることで、共同での開発などを行ってまいります。しかしながら、医療現場や世界中の人々から求められている新薬の開発の源泉とするに足る研究成果、すなわちシーズや技術が発掘できない状態が継続した場合、当社の財政状態及び経営成績に深刻な影響を及ぼすおそれがあります。

また、仮にシーズとなる新しい研究成果を発掘した場合でも、その研究に関係した他の製薬企業等との調整や提携がうまくいかないときには創薬事業化の実現が困難となり、この場合にも財政状態及び経営成績に影響を及ぼすおそれがあります。

さらに、創薬が実現し世界の製薬企業に対してライセンス供与を行う際には、そのライセンス供与先として当社の経営理念と合致し、当社製品の最大化が図れる適切な企業を選択するよう細心の注意を払う所存であります。しかしながら、仮に不適切な製薬企業にライセンスを供与した場合には、状況によっては開発の遅延や中断、上市の遅延、売上の低下等、新薬そのものの信頼性を落とすことや上市ができないことも考えられます。そうした場合には当社の経営に影響を及ぼすおそれがあります。

### (3) 今後の事業の見通しについて

当社としては、事業計画を予定通り推進して早期の新薬開発、承認、販売を目指しておりますが、医薬品の開発には多額の開発コストと長期間を要し、また製造販売の承認の時期は不確定であることから、当社の事業計画はその影響を受けることとなり、当社の想定通りに開発した医薬品の生産及び販売が行われる保証はありません。

なお、製造販売の承認が得られなければ開発コストを回収できないこととなり、また製造販売の承認が得られても、当社の事業計画上の目標売上を達成できない可能性があります。

### (4) 収益構造について

当社の収益の中心は、ライセンス先とのライセンス契約に基づいて受領する契約一時金、マイルストーン、研究費、ロイヤリティ等であります。しかしながら、当社は現在、これらの契約一時金、マイルストーン、研究費、ロイヤリティ等の収益獲得に至っておりません。マイルストーンやロイヤリティは、当社の製品開発の進捗及び製品の販売状況等に大きく左右されるものであり、またこれらが収益として計上されるには長期間を要する可能性があります。また開発及び販売の状況如何によっては、これらの事業収益が計上されない可能性もあります。さらに、提携先の販売予測については不確定要素が多く、現時点で予測が困難なことから、当初予測したロイヤリティと実際のロイヤリティが乖離する場合があります。これにより、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼすおそれがあります。

### (5) 利益還元の方針について

DDS 技術は、薬品そのものを創製するものではなく、その多くは剤形の改良を行うものであるため、開発費用は比較的少額となり、日本においても当該技術に関する市場が拡大しつつあります。

そのため、上場後においては累積損失を解消した上で、株主価値の最大化を目的として、獲得した利益を配当として還元していく方針であります。しかしながら、今後の業績によっては利益還元ができない状態が続くおそれがあります。

(6) 代表者の果たす役割の重要性について

当社代表取締役社長である藤澤忠司は、当社設立以来、経営方針や経営戦略・事業戦略の決定等、当社の事業活動上重要な役割を果たしております。同氏が何らかの理由により当社の経営者としての業務を遂行できなくなった場合には、当社の業務運営、財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼすおそれがあります。

(7) 小規模組織であることについて

グローバルでのネットワークを最速化し、市場のニーズに適時適切に対応するためにも、当社は小規模でまた最も効率化の図られた創薬企業を目指す所存であります。

しかし、小規模組織であるが故、当社各社員に対する依存度は高いものとなります。そのため、仮に人材流出が生じた場合には、業務の遂行に支障が生じ、財政状態及び経営成績に重大な影響を及ぼすおそれがあります。

(8) 人材採用について

創薬に関する研究開発に関与するため、人材に求められる専門能力は比較的高いものとなり、人材確保のためのコストも高額なものとなります。そして、当社の求める人材が確保できないことにより、研究開発基盤の強化ができなくなるおそれがあります。この結果、財政状態や経営成績に影響を及ぼすおそれがあります。

(9) 開発パイプラインについて

当社は現在臨床試験中の MBP-426 をはじめとする 4 品目を候補品として開発に取り掛かろうとしています。また、他社と共同開発する薬剤もあり、今後の開発品目は比較的潤沢といえます。しかしながら、現時点では、これらの薬剤は研究開発段階に止まっており、実際に販売されている医薬品の開発実績はありません。さらに、もしこれらの候補品のうち幾つかが開発中止を余儀なくされた場合や大幅な開発の遅延が生じた場合には、財政状態や経営成績に重大な影響を与えるおそれがあります。

(10) 共同研究開発及び開発委託について

当社は、開発初期段階では、自社における研究開発のほか、他の研究機関と共同研究開発を行っておりますが、仮に当該研究開発先と何らかの事情によりトラブルが発生した場合、又は自社の研究開発にトラブルが生じた場合、進行中の研究開発が停滞し、その結果、財政状態や経営成績に影響を及ぼすおそれがあります。

また、非臨床試験及び臨床試験段階において適切な開発委託先やライセンス先を確保できなかった場合、研究成果の品質等の劣化、又は開発費用を捻出できないことによる計画遂行の遅延や中断等により、財政状態及び経営成績に影響を及ぼすおそれがあります。

(11) 新薬承認の取得について

医薬品の販売を行うためには、厚生労働省（米国では FDA）による承認の取得が必要となります。この承認取得には、長期の開発期間と多額の開発費用を費やし、かつ複雑な手続を履践することを要します。特に治験開始から新薬の承認までには数年という月日がかかり、新薬として承認される保証

もありません。当社の「MBP-426」は米国において臨床試験段階にあり、動物試験等に基づきヒトにもオキサリプラチン以上に有効性及び有用性が高いと期待されていますが、新薬として承認されるかは定かではありません。また、仮に新薬として承認された場合でも、厚生労働省（米国ではFDA）より、販売に関する諸条件が付される場合もあるため、新薬承認の取得状況によっては、当社の財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

## (12) 新薬の製造について

### ① 製造コストについて

現時点の臨床開発中の新製品の製造コストについては、当社の予測価格より高くなる可能性もあり、かかる高コスト状況になった場合にはこの製品の事業化が困難になる可能性があります。

### ② 主要な原材料の供給元への依存について

当社は、トランスフェリンや NGPE のような主要な原材料を特定の供給元に依存しており、当該供給元に製造・検査上の不備があった場合には、臨床試験で用いる治験薬の供給、上市後は製品の供給に支障が生じ、当社の経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

### ③ 製造の第三者への依存について

当社は、臨床試験用の製品の製造については、外部の製造業者に委託しており、当該製造業者の製造・検査工程・体制等に不備があった場合には、供給に支障を来し、当社の経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

当社は、田中貴金属工業株式会社、当社が保有するリポソーム製剤の製造に関する技術を許諾し、同社に製造委託することについて、基本合意を締結しておりますが、かかる基本合意に基づく本契約が、当社側の事由により、本契約締結から1年以内に終了した場合には、当社は田中貴金属工業株式会社に対して、契約一時金に利息を付した金額を返還しなければならないとされており、かかる事由が生じた場合、当社の財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

また、かかる基本合意に基づく本契約の締結前に、一方当事者のみの事由により本契約の締結に至らなかった場合、当該当事者は、相手方に対し、相手方が被った被害を請求するものとし、その賠償額は契約一時金相当額とみなされることとされており、かかる事由が生じた場合、当社の財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

## (13) 知的財産について

### ① 当社の知的財産権

当社では、積極的に特許権の出願を行い、知的財産権の保全を図っていく方針ではありますが、当社の知的財産権が侵害された場合には、解決までに多くの時間及び費用が発生する等、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

### ② 当社による知的財産権の侵害

当社は、これまで知的財産権に関しての侵害訴訟等を提起されたり、そのような通知を受けたりしたことはありません。しかしながら、当社の事業分野における知的財産権の現況を完全に把握することは困難であり、当社の把握できないところで知的財産権を侵害している可能性は否定できません。また、今後、当社の事業分野における第三者の特許権が新たに成立し、損害賠償又は使用禁止等の請求を受ける可能性があります。そのような場合には当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

#### (14) 市場性について

米国 FDA 又はその他規制当局により当社の製品候補の販売承認が得られた場合でも、当該製品が医薬品市場で十分な売上を上げるかについては、医師、医療従事者及び第三者支払機関の動向に影響を受けます。

一般的に医薬品が市場において十分に受け入れられる要素として、以下の点が挙げられます。

- ・ 相対的な利便性及び投与の簡易度
- ・ 副作用の頻度及び重症度
- ・ 代替治療の有無
- ・ 規制の対象となりうる価格決定及びコストパフォーマンス
- ・ 当社又は当社のライセンス先による営業及びマーケティング戦略の有効性
- ・ 第三者支払機関から十分な保険カバー又は支払償還を得る当社又は提供先の交渉力

米国以外の欧州や日本の市場でも同様に、市場性は政府の経済規制や市場でどの程度受け入れられるかにかかっています。これらの市場性によっては、当社の財政状態及び経営成績に影響が及ぶおそれがあります。

#### (15) ライセンス先の販売戦略と販売意欲について

当社は、「MBP-426」の販売権をライセンス先に許諾する方針です。当然、そのライセンス先とは、マーケティング及び販売戦略を十分に検討した上で販売権を付与することになります。

しかしながら、かかるライセンス先のマーケティング並びに販売戦略が適正に実行・運用されなかった場合には、当社の財政状態及び経営成績に重大な影響を及ぼすおそれがあります。

#### (16) 競合他社について

製薬業界における競争は激しく、今後も激化することが予測されます。当社の競合他社は、先行開発段階にある製品を有する可能性があり、当社の製品よりも効能が高く、より安全で、かつ手ごろな価格であり、より簡単に投与できる製品の開発に成功する可能性があります。また、当社と同等の製品をより早く上市する可能性があります。更に、当社の競合他社によって、当社が開発する製品の市場を制限するような代替療法を開発する可能性もあります。当社が対象としているがんの分野では、潜在的な競合会社が異なる作用機序、生物学的反応及び異なる副作用を有する新しい化合物の開発に取り組んでおりますが、これらの競合他社の動向によっては、当社の財政状態及び経営成績に重大な影響を及ぼすおそれがあります。

#### (17) コンプライアンス問題について

##### ① コンプライアンスへの対処

コンプライアンス問題に関しては、法的規制の遵守や当社をとりまく利害関係者、ひいては新薬の開発を待ち望む世界中の人々の期待に応える必要があります。現在までに法令違反や薬害等による訴訟等は発生しておりませんが、今後のコンプライアンス体制の運用の状況によっては、上記のような事象が発生することも否定できません。このような事態に陥った場合には、当社の信用力を低下させることにもなりかねず、また罰金や損害賠償金の支払により、当社の財政状態や経営成績に重大な影響を及ぼすおそれがあります。

##### ② 関連法規による規制

国内外での薬事法など関連法規は、医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療機器の品質、有効性及

び安全性の確保を目的としており、商業活動のためには所轄官庁の承認又は許可が必要になります。

当社の事業は、主に医薬品の研究開発であって、承認医薬品として、直接的に薬事法等の関連法規の規制を受けることはありません。しかし、国内外のライセンス先の製薬会社等が、当社と共同で開発した医薬品の販売を行う場合には、販売を行う国のこれらの規制が及ぶことになります。また、当社は製造を外部製造業者に委託しておりますが、国内外のライセンシーが販売承認を申請する際には、この製造業者の製法・構造・設備等は、GMP（Good Manufacturing Practice：医薬品、医薬部外品の製造管理及び品質管理規則。品質の高い医療品を製造するため、製造所の構造設備や製造管理及び品質管理の全般にわたり、製造者が守るべき要件を定めた基準。）に基づいたものであることが求められます。よって、これらの規制に対応するため、時間を計画以上に要した場合、上市が遅れ製品価値が低減し、ロイヤリティ収入の減少等により、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼすおそれがあります。

### ③ 製造物責任及び副作用のリスクについて

医薬品の研究、開発及び製造に当たっては、製造物責任賠償のリスクが内在しています。臨床試験時又は販売時に賠償請求が生じる可能性があります。当社が、医薬品の製造を行う場合において、消費者は、直接当社又は当社の提携先に対して製造物責任請求をする可能性があります。当社のライセンス先又はこれらの製品を販売する第三者は、当該請求に関して損失又は費用を被れば、当社に対して負担を求める可能性があります。製造物責任請求は、当社の財政状態及び経営成績に重大な影響を及ぼすおそれがあります。

医薬品は、臨床試験段階から市販後に至るまで、予期せぬ副作用が発現する可能性があります。これら予期せぬ副作用が発現した場合、当社の財政状態及び経営成績に重大な影響を及ぼすおそれがあります。

### (18) 為替リスクについて

将来のライセンス先は主として国外の会社であるためマイルストーン、ロイヤリティ等の収入は外貨建てとなり、為替差損益が発生します。これらについては、為替予約等によりリスクヘッジを実施する予定ですが、その運用には限度があり、これにより当該リスクを完全に回避できる保証はありません。したがって、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼすおそれがあります。

### (19) 情報管理について

当社が研究又は開発している途上の知見、技術、ノウハウ等、重要な機密情報の流出に備え、当社は、役職員、取引先等との間で、守秘義務等を定めた契約を締結するとともに、個別の事情に応じた情報開示を行うなど、厳重な情報管理に努めております。しかしながら、役職員、取引先等によりこれが遵守されなかった場合には、重要な機密情報が漏洩する可能性があり、かかる場合には当社の事業に影響を与える可能性があります。

### (20) 新株予約権の付与（ストック・オプション）制度について

当社はストック・オプション制度を採用しております。当該制度は、旧商法第 280 条ノ 20 及び同第 280 条ノ 21 の規定に基づき、新株予約権を付与する方式により、当社役職員及び外部協力者に対して付与することを株主総会及び取締役会において決議されたもの、会社法第 236 条、第 238 条及び第 239 条の規定に基づき、新株予約権を付与する方式により、当当社役職員及び外部協力者に対して付与することを株主総会において決議されたものです。

これらの新株予約権は、平成 23 年 3 月 31 日現在で合計 5,073 個であり、発行済株式数の約 18%と

なっております。これらの新株予約権の行使が行われた場合には、当社の1株当たりの株式価値は希薄化する可能性があります。また、今後も優秀な人材確保及び社員の業績向上へのインセンティブのために、同様のストック・オプション付与を継続して実施していくことを検討しております。したがって、今後付与される新株予約権の行使が行われた場合には、当社の1株当たりの株式価値が希薄化する可能性があります。

## 5 【経営上の重要な契約等】

相手方の名称（国名）	契約名称	契約概要	契約期間
Stichting Sanquin Bloedvoorziening （オランダ）	Distribution and Manufacturing Services Agreement	血液製剤である血漿ホロ トランスフェリンの製造 及び販売供給に係る独占 的供給・販売契約	平成18年8月31日から平 成24年12月31日まで。そ の後、当社に6年間の延 長権限あり。
田中貴金属工業株式会社 （日本）	リポソーム製品のバルク 製造に関する合意書	当社が保有する技術につ いて、その利用を許諾（技 術指導を含む）し、製造 させ、当社に供給させる 契約	平成23年6月23日から、 ① 当社特許の権利存続 期間、又は ② ①の期間中に書面で 合意した対象製品の 製造のうち、最後の 製品の製造が完了 し、当社に納入が完 了した後5年間のい ずれか長い期間

## 6 【研究開発活動】

当社の研究開発は、「研究者ネットワーク」と「臨床試験ネットワーク」の効果的活用によるグローバルな知識の活用が、最短開発期間、最少開発費用で最大限の価値創造を目指す体制構築を可能にしております。研究素材の発見においては「研究者ネットワーク」を駆使することにより、製薬企業によりすでに上市されている医薬品だけに留まらず、国内外の研究者によって研究開発されている、又は研究レベルでストップしている画期的な技術や候補化合物を発見し、当社の「製剤化技術」と「薬物送達システム」との融合による実用化技術のサポートにより価値を最大化し、上市させることを目指しております。「研究者ネットワーク」をより発展させるために、平成17年10月に集積活動型の研究開発拠点として開設した横浜リサーチセンターを中心に研究素材発見のルート開拓、研究者の英知の集約に努めております。また、「臨床試験ネットワーク」の活用により、より効果的な臨床試験の実施により、最適な国の最適な機関への上市承認申請を行い、小規模な事業規模でありながら、最も効率化の図れた、同時にグローバルでのフットワークが最速な創薬企業として事業展開しております。

医薬品の創薬において、研究素材の調達から研究開発、特許化・事業化までのスケジュールは他の業界に比べて、非常に膨大な期間を要することが多く特許化・事業化に至らないケースも多々あります。当社では複数の研究素材を独自の研究者ネットワークから入手し、特にがんの特化したNCEの研究開発パイプラインを展開しております。このパイプラインにより、収益化まで長期間を要する医薬品・技術の研究開発において収益の安定化と継続的な研究開発体制を構築しております。また、開発ステージの異なる創薬パイプラインを揃えることによって、事業リスクを低減させ、かつ、リソースの効率的な活用ができます。

現在開発中のパイプラインは下記のとおりであります。今後さらに、低分子抗がん剤、タンパク質医薬品（抗体を含む）、核酸系医薬品（siRNAを含む）をAPI（Active Pharmaceutical Ingredient：医薬品有効成分）として封入する新薬のパイプライン化を目指しています。国内及び海外研究者ネットワークを活用して、グローバルな研究開発体制を構築していきたいと考えています。

	コード	封入薬品	対象疾患	ステージ
1	MBP-426	オキサリプラチン	胃がん	第Ⅱ相臨床試験中
			大腸がん	第Ⅱ相臨床試験 準備中
2	MBP-Y003	メトトレキサート	肉腫、リンパ腫	IND 準備中
3	MBP-Y004	ドセタキセル	固形がん	製剤化研究
4	MBP-Y005	ゲムシタビン	固形がん	前臨床試験

当事業年度において当社が支出した研究開発費の総額は、213,896 千円であります。

## 7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中において将来について記載した事項は、公表日（平成 23 年 6 月 10 日）現在において当社が判断、予想したものであります。

### (1) 重要な会計方針及び見積もり

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたりましては、経営者による会計上の見積りを必要とします。経営者はこれらの見積りについて過去の実績や現状等を総合的に勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

当社の財務諸表で採用する重要な会計方針は、後記「第 6 【経理の状況】 (1) 【財務諸表】 【重要な会計方針】」に記載しております。

### (2) 財政状態の分析

当事業年度末における総資産は 289,324 千円であり、総負債は 88,344 千円、自己資本は 200,980 千円であります。有利子負債はありません。自己資本比率は 69.5% となっております。資産のうち流動資産は 259,877 千円となり前事業年度と比べ 135,187 千円増加しました。これは主に現金及び預金の増加によるものであります。流動資産のうち 185,528 千円は現金及び預金により構成されております。

固定資産は 29,447 千円となり前事業年度と比べ 49,303 千円減少しました。これは投資有価証券の売却によるものであります。

負債のうち流動負債は 84,533 千円となり前事業年度と比べ 34,179 千円増加しました。これは主に仕入債務の増加によるものであります。

資本金については、230,150 千円となり、前事業年度と比べ 150,150 千円増加しました。これは第三者割当増資によるものであります。

### (3) 経営成績の分析

	前事業年度	当事業年度	増減
事業収益 (千円)	7,690	9,177	1,487
営業損失 (△) (千円)	△508,382	△318,551	189,831
経常損失 (△) (千円)	△452,468	△258,224	194,243
当期純損失 (△) (千円)	△457,681	△262,254	195,427

当事業年度においては、トランスフェリン等の事業収益 9,177 千円を計上するとともに、事業費用が減少（前事業年度比 36.5% 減）したことにより営業損失は 189,831 千円の減少となりました。また、為替差益 9,742 千円（前事業年度は為替差損 1,360 千円）などにより、経常損失は 194,243 千円の減少となりました。

さらに、本社移転損失引当金繰入額の減少 3,313 千円により当期純損失は 195,427 千円の減少となりました。

### (4) キャッシュ・フローの状況の分析

当事業年度における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前事業年度末に比べ 151,718 千円増加し、当事業年度末には 185,528 千円となりました。

また、当事業年度中における各キャッシュ・フローは次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度において営業活動の結果使用した資金は 202,959 千円（前事業年度 403,346 千円）となりました。これは主に、税引前当期純損失が△259,815 千円、棚卸資産の減少 34,234 千円となったことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度において投資活動の結果得られた資金は 57,916 千円（前事業年度△59,907 千円）となりました。これは主に、投資有価証券の売却による収入 40,030 千円、敷金の回収による収入 24,931 千円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度において財務活動の結果得られた資金は 299,200 千円（前事業年度該当なし）となりました。これは増資に伴う収入によるものであります。

(5) 運転資本

上場予定日（平成 23 年 7 月 15 日）から 12 か月間の当社の運転資本は十分であることを確認しております。

## 第4 【設備の状況】

### 1 【設備投資等の概要】

当事業年度中において実施いたしました設備投資の総額は235千円で、本社事務所移転に伴う新事務所の工事費であります。

また、当事業年度は本社事務所の移転に伴い、旧事務所の附属設備を除却いたしました。

### 2 【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は、以下のとおりであります。

平成23年3月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額				従業員 数 (人)
		建物 (千円)	機械及び装置 (千円)	工具、器具及び備品 (千円)	合計 (千円)	
本社 (東京都港区)	本社業務 施設	221	—	0	221	6
横浜リサーチ センター (横浜市鶴見区)	研究施設	0	0	102	102	3
その他	研究施設	—	8,274	0	8,274	—

(注) 1. 金額には消費税等を含めておりません。

2. 従業員数は就業人員（契約社員を含みます。）であります。

3. 事業所名のうち「その他」は、研究開発用固定資産を貸与している研究委託先であります。

### 3 【設備の新設、除却等の計画】

当社の重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画は、次のとおりであります。

#### (1) 重要な設備の新設等

平成23年5月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手予定 年月	完了予定 年月	完成後の 増加能力
		総額 (千円)	既支払額 (千円)				
その他	リポソーム 開発設備	1,400	—	自己資金	平成23年 8月	平成23年 8月	(注) 3

(注) 1. 金額には消費税等を含めておりません。

2. 1年超先の設備投資計画につきましては含めておりません。

3. 完成後の増加能力につきましては、合理的な算出が困難なため、記載を省略しております。

#### (2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

## 第5 【発行者の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

平成23年6月10日現在

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	8,000,000	5,174,200	2,825,800	非上場	単元株式数は100株であります。
計	8,000,000	5,174,200	2,825,800	—	—

- (注) 1. 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。
2. 平成23年5月23日開催の取締役会決議に基づき、平成23年6月9日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ20及び同第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、以下のとおりであります。

第1回新株予約権

(株主総会(平成15年8月8日)の決議及び取締役会(平成15年8月8日)の決議に基づく新株予約権の発行)

区分	最近事業年度末現在 (平成23年3月31日)	公表日の前月末現在 (平成23年5月31日)
新株予約権の数(個)	4,650	4,650
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	4,650 (注)1.	4,650 (注)1. 3.
新株予約権の行使時の払込金額(円)	5,000 (注)2.	5,000 (注)2. 3.
新株予約権の行使期間	自 平成17年8月26日 至 平成23年8月25日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 5,000 資本組入額 2,500	発行価格 5,000 資本組入額 2,500 (注)3.
新株予約権の行使の条件	(1)新株予約権の割当を受けた者が、当社の取締役あるいは従業員である場合には、権利行使時においても当社に在任あるいは在籍することを要します。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な事由のある場合はこの限りではありません。 (2)その他の条件については、当社と割当者との間で締結する新株予約権割当契約により定めるところによります。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要するものとします。	同左
代用払込みに関する事項	該当事項はございません。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約	—	—

権の交付に関する事項		
------------	--	--

(注) 1. 新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数は 1 株とします。

ただし、この株式の数は、行使価額の調整が行われる場合には、次の算式により調整されます。なお、調整前行使価額は、下記 2. の調整式（コンバージョン・プライス方式）による調整前の行使価額を意味し、調整後行使価額は、同調整式による調整後の行使価額を意味します。調整の結果、1 株未満の端株が生じる場合には、これを切り捨てます。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

2. 行使価額を下回る価額で新株の発行が行われる場合は、次の算式（コンバージョン・プライス方式）により行使価額を調整します。また、株式の分割又は併合が行われる場合は、行使価額は分割又は併合の比率に応じて比例的に調整されるものとします。調整の結果、1 円未満の端数を生じる場合には、これを切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数} \times \text{1株当り払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

3. 平成23年 5 月 23 日開催の取締役会の決議に基づき、平成23年 6 月 9 日付で 1 株につき 100 株の割合で株式分割を実施しております。当該株式分割後の新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込価額及び新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額は、それぞれ以下のとおりとなっております。

区分	公表日現在 (平成23年 6 月 10 日)
新株予約権の目的となる株式の数 (株)	465,000
新株予約権の行使時の払込金額 (円)	50
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 (円)	発行価格 50 資本組入額 25

4. 当社は、以下に定める事由が発生した場合、新株予約権を無償で取得できるものとしております。

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案並びに株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき。
- (2) 下記に定める権利喪失事由により権利を喪失した場合
  - ① 禁固以上の刑に処された場合
  - ② 就業規則により懲戒解雇又は諭旨解雇の制裁を受けた場合
  - ③ 理由の如何にかかわらず自己都合により退職した場合（当社の書面による承諾を事前に得た場合を除く）
- (3) 新株予約権者が本新株予約権の全部又は一部を放棄した場合

### 第3回新株予約権

(株主総会(平成16年6月17日開催)の決議及び取締役会(平成17年5月26日開催)の決議に基づく新株予約権の発行)

区分	最近事業年度末現在 (平成23年3月31日)	公表日の前月末現在 (平成23年5月31日)
新株予約権の数(個)	320	285 (注)3.
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	320 (注)1.	285 (注)1. 3. 4.
新株予約権の行使時の払込金額(円)	100,000 (注)2.	100,000 (注)2. 4.
新株予約権の行使期間	自 平成18年6月24日 至 平成26年6月23日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 100,000 資本組入額 50,000	発行価格 100,000 資本繰入額 50,000 (注)4.
新株予約権の行使の条件	(1)新株予約権の割当を受けた者が、当社の取締役あるいは従業員である場合には、権利行使時においても当社に在任あるいは在籍することを要します。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な事由のある場合はこの限りではありません。 (2)その他の条件については、当社と割当者との間で締結する新株予約権割当契約により定めるところによります。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要します。	同左
代用払込みに関する事項	該当事項はございません。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注)1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は1株とします。

ただし、この株式の数は、行使価額の調整が行われる場合には、次の算式により調整されます。なお、調整前行使価額は、下記2.の調整式(コンバージョン・プライス方式)による調整前の行使価額を意味し、調整後行使価額は、同調整式による調整後の行使価額を意味します。調整の結果、1株未満の端株が生じる場合には、これを切り捨てます。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

2. 行使価額を下回る価額で新株の発行が行われる場合は、次の算式（コンバージョン・プライス方式）により行使価額を調整します。また、株式の分割又は併合が行われる場合は、行使価額は分割又は併合の比率に応じて比例的に調整されるものとします。調整の結果、1円未満の端数を生じる場合には、これを切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数} \times \text{1株当り払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

3. 退職等により権利を喪失した者の新株予約権 35 個を減じております。
4. 平成23年 5 月 23 日開催の取締役会の決議に基づき、平成23年 6 月 9 日付で 1 株につき 100 株の割合で株式分割を実施しております。当該株式分割後の新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額及び新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額は、それぞれ以下のとおりとなっております。

区分	公表日現在 (平成23年 6 月 10 日)
新株予約権の目的となる株式の数 (株)	28,500
新株予約権の行使時の払込金額 (円)	1,000
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 (円)	発行価格 1,000 資本組入額 500

5. 当社は、以下に定める事由が発生した場合、新株予約権を無償で取得できるものとしております。
- (1) 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案並びに株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき。
  - (2) 下記に定める権利喪失事由により権利を喪失した場合
    - ① 禁固以上の刑に処された場合
    - ② 就業規則により懲戒解雇又は諭旨解雇の制裁を受けた場合
    - ③ 理由の如何にかかわらず自己都合により退職した場合（当社の書面による承諾を事前に得た場合を除く）

#### 第4回新株予約権

(株主総会(平成17年10月16日開催)の決議及び取締役会(平成17年10月16日開催)の決議に基づく新株予約権の発行)

区分	最近事業年度末現在 (平成23年3月31日)	公表日の前月末現在 (平成23年5月31日)
新株予約権の数(個)	10	10
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	10 (注)1.	10 (注)1. 3.
新株予約権の行使時の払込金額(円)	250,000 (注)2.	250,000 (注)2. 3.
新株予約権の行使期間	自 平成19年10月31日 至 平成27年10月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 250,000 資本組入額 125,000	発行価格 250,000 資本組入額 125,000 (注)3.
新株予約権の行使の条件	(1)新株予約権の割当を受けた者が、当社の取締役あるいは従業員である場合には、権利行使時においても当社に在任あるいは在籍することを要します。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な事由のある場合はこの限りではありません。 (2)その他の条件については、当社と割当者との間で締結する新株予約権割当契約により定めるところによります。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要するものとします。	同左
代用払込みに関する事項	該当事項はございません。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注)1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は1株とします。

ただし、この株式の数は、行使価額の調整が行われる場合には、次の算式により調整されます。  
なお、調整前行使価額は、下記2.の調整式(コンバージョン・プライス方式)による調整前の行使価額を意味し、調整後行使価額は、同調整式による調整後の行使価額を意味します。調整の

結果、1株未満の端株が生じる場合には、これを切り捨てます。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

2. 行使価額を下回る価額で新株の発行が行われる場合は、次の算式(コンバージョン・プライス方式)により行使価額を調整します。また、株式の分割又は併合が行われる場合は、行使価額は分割又は併合の比率に応じて比例的に調整されるものとします。調整の結果、1円未満の端数を生じる場合には、これを切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数} \times \text{1株当り払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

3. 平成23年5月23日開催の取締役会の決議に基づき、平成23年6月9日付で1株につき100株の割合で株式分割を実施しております。当該株式分割後の新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額及び新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額は、それぞれ以下のとおりとなっております。

区分	公表日現在 (平成23年6月10日)
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,500
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,500 資本組入額 1,250

4. 当社は、以下に定める事由が発生した場合、新株予約権を無償で取得できるものとしております。
- (1) 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案並びに株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき。
  - (2) 下記に定める権利喪失事由により権利を喪失した場合
    - ① 禁固以上の刑に処された場合
    - ② 就業規則により懲戒解雇又は諭旨解雇の制裁を受けた場合
    - ③ 理由の如何にかかわらず自己都合により退職した場合(当社の書面による承諾を事前に得た場合を除く)
  - (3) 新株予約権者が本新株予約権の全部又は一部を放棄した場合

第5回新株予約権

(株主総会(平成17年10月16日開催)の決議及び取締役会(平成18年3月9日開催)の決議に基づく新株予約権の発行)

区分	最近事業年度末現在 (平成23年3月31日)	公表日の前月末現在 (平成23年5月31日)
新株予約権の数(個)	86	51 (注)3.
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	86 (注)1.	51 (注)1. 3. 4.
新株予約権の行使時の払込金額(円)	250,000 (注)2.	250,000 (注)2. 4.
新株予約権の行使期間	自 平成20年3月31日 至 平成28年3月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 250,000 資本組入額 125,000	発行価格 250,000 資本組入額 125,000 (注)4.
新株予約権の行使の条件	(1)新株予約権の割当を受けた者が、当社の取締役あるいは従業員である場合には、権利行使時においても当社に在任あるいは在籍することを要します。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な事由のある場合はこの限りではありません。 (2)その他の条件については、当社と割当者との間で締結する新株予約権割当契約により定めるところによります。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要します。	同左
代用払込みに関する事項	該当事項はございません。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注)1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は1株とします。

ただし、この株式の数は、行使価額の調整が行われる場合には、次の算式により調整されます。なお、調整前行使価額は、下記2.の調整式(コンバージョン・プライス方式)による調整前の行使価額を意味し、調整後行使価額は、同調整式による調整後の行使価額を意味します。調整の結果、1株未満の端株が生じる場合には、これを切り捨てます。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

2. 行使価額を下回る価額で新株の発行が行われる場合は、次の算式（コンバージョン・プライス方式）により行使価額を調整します。また、株式の分割又は併合が行われる場合は、行使価額は分割又は併合の比率に応じて比例的に調整されるものとします。調整の結果、1円未満の端数を生じる場合には、これを切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数} \times \text{1株当り払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

3. 退職等により権利を喪失した者の新株予約権 35 個を減じております。
4. 平成23年5月23日開催の取締役会の決議に基づき、平成23年6月9日付で1株につき100株の割合で株式分割を実施しております。当該株式分割後の新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額及び新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額は、それぞれ以下のとおりとなっております。

区分	公表日現在 (平成23年6月10日)
新株予約権の目的となる株式の数(株)	5,100
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,500
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,500 資本組入額 1,250

5. 当社は、以下に定める事由が発生した場合、新株予約権を無償で取得できるものとしております。
- (1) 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案並びに株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき。
  - (2) 下記に定める権利喪失事由により権利を喪失した場合
    - ① 禁固以上の刑に処された場合
    - ② 就業規則により懲戒解雇又は諭旨解雇の制裁を受けた場合
    - ③ 理由の如何にかかわらず自己都合により退職した場合（当社の書面による承諾を事前に得た場合を除く）
  - (3) 新株予約権者が本新株予約権の全部又は一部を放棄した場合

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき発行した新株予約権は、以下のとおりであります。

#### 第6回新株予約権

(株主総会(平成18年12月11日開催)の決議及び取締役会(平成18年12月11日開催及び平成18年12月22日開催)の決議に基づく新株予約権の発行)

区分	最近事業年度末現在 (平成23年3月31日)	公表日の前月末日現在 (平成23年5月31日)
新株予約権の数(個)	3	3
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	3 (注)1.	3 (注)1. 4.
新株予約権の行使時の払込金額(円)	350,000 (注)2. 3.	350,000 (注)2. 3. 4.
新株予約権の行使期間	自 平成20年12月11日 至 平成28年12月10日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 350,000 資本組入額 175,000	発行価格 350,000 資本組入額 175,000 (注)4.
新株予約権の行使の条件	(1)新株予約権の割当を受けた者が、権利行使時においても当社に在任あるいは在籍することを要します。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な事由のある場合はこの限りではありません。 (2)新株予約権者が死亡した場合は、その相続人が本新株予約権を行使できます。 (3)その他の条件については、当社と割当者との間で締結する新株予約権割当契約により定めるところによります。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要します。	同左
代用払込みに関する事項	該当事項はございません。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5.	同左

(注)1. 新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1株とします。

ただし、当社が当社普通株式の株式分割（株式無償割当を含む。）、又は株式併合を行う場合には、当該時点で行使されていない新株予約権に係る付与株式数は株式分割又は株式併合の比率に応じ比例的に調整します。また、当社が資本の減少を行う場合等、その条件等を勘案の上、合理的な範囲で当該新株予約権に係る付与株式数を調整します。調整の結果生じる1株に満たない端株はこれを切り捨てます。

2. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額は調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・合併の比率}}$$

3. 行使価額を下回る価額で新株の発行が行われる場合は、次の算式（コンバージョン・プライス方式）により行使価額を調整します。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数} \times \text{1株当り払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

4. 平成23年5月23日開催の取締役会の決議に基づき、平成23年6月9日付で1株につき100株で株式分割を実施しております。当該株式分割後の新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額及び新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額は、それぞれ以下のとおりとなっております。

区分	公表日現在 (平成23年6月10日)
新株予約権の目的となる株式の数(株)	300
新株予約権の行使時の払込金額(円)	3,500
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額(円)	発行価格 3,500 資本組入額 1,750

5. 当社が新株予約権を取得できる事由及び取得条件は次の通りであります。
- (1) 当社が吸収合併消滅会社もしくは新設合併消滅会社となる吸収合併契約もしくは新設合併契約、当社が株式交換完全子会社となる株式交換契約もしくは当社が株式移転完全子会社となる株式移転計画、又は当社が吸収分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割となる新設分割計画について株主総会の承認がなされ、かつ、当社が取締役会決議により募集新株予約権の取得を必要と認めて一定の日を定め、当該日が到来したときは、当該日に当社は本新株予約権の全部を無償にて取得することができる。
  - (2) 新株予約権者が「新株予約権の行使の条件」に定める条件に該当しなくなった場合、当社は新株予約権者に割り当てられた本新株予約権の全部を無償にて取得することができる。
  - (3) その他の取得事由及び取得条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

第7回新株予約権

(株主総会(平成18年12月11日開催)の決議及び取締役会(平成19年11月12日開催及び平成19年11月26日開催)の決議に基づく新株予約権の発行)

区分	最近事業年度末現在 (平成23年3月31日)	公表日の前月末現在 (平成23年5月31日)
新株予約権の数(個)	4	2 (注)4.
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	4 (注)1.	2 (注)1. 4. 5.
新株予約権の行使時の払込金額(円)	350,000 (注)2. 3.	350,000 (注)2. 3. 5.
新株予約権の行使期間	自 平成20年12月11日 至 平成28年12月10日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 350,000 資本組入額 175,000	発行価格 350,000 資本組入額 175,000 (注)5.
新株予約権の行使の条件	(1)新株予約権の割当を受けた者が、権利行使時においても当社に在任あるいは在籍することを要します。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な事由のある場合はこの限りではありません。 (2)新株予約権者が死亡した場合は、その相続人が本新株予約権を行使できます。 (3)その他の条件については、当社と割当者との間で締結する新株予約権割当契約により定めるところによります。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要するものとします。	同左
代用払込みに関する事項	該当事項はございません。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6.	同左

(注)1. 新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1株とします。

ただし、当社が当社普通株式の株式分割(株式無償割当を含む。)、又は株式併合を行う場合に

は、当該時点で行使されていない新株予約権に係る付与株式数は株式分割又は株式併合の比率に応じ比例的に調整します。また、当社が資本の減少を行う場合等、その条件等を勘案の上、合理的な範囲で当該新株予約権に係る付与株式数を調整します。調整の結果生じる1株に満たない端株はこれを切り捨てます。

2. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額は調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・合併の比率}}$$

3. 行使価額を下回る価額で新株の発行が行われる場合は、次の算式（コンバージョン・プライス方式）により行使価額を調整します。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数} \times \text{1株当り払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

4. 退職等により権利を喪失した者の新株予約権2個を減じております。
5. 平成23年5月23日開催の取締役会の決議に基づき、平成23年6月9日付で1株につき100株で株式分割を実施しております。当該株式分割後の新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額及び新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額は、それぞれ以下のとおりとなっております。

区分	公表日現在 (平成23年6月10日)
新株予約権の目的となる株式の数(株)	200
新株予約権の行使時の払込金額(円)	3,500
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額(円)	発行価格 3,500 資本組入額 1,750

6. 当社が新株予約権を取得できる事由及び取得条件は次の通りであります。
- (1) 当社が吸収合併消滅会社もしくは新設合併消滅会社となる吸収合併契約もしくは新設合併契約、当社が株式交換完全子会社となる株式交換契約もしくは当社が株式移転完全子会社となる株式移転計画、又は当社が吸収分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割となる新設分割計画について株主総会の承認がなされ、かつ、当社が取締役会決議により募集新株予約権の取得を必要と認めて一定の日を定め、当該日が到来したいときは、当該日に当社は本新株予約権の全部を無償にて取得することができる。
  - (2) 新株予約権者が「新株予約権の行使の条件」に定める条件に該当しなくなった場合、当社は新株予約権者に割り当てられた本新株予約権の全部を無償にて取得することができる。
  - (3) その他の取得事由及び取得条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株 式総数残 高(株)	資本金増減 額(千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額(千 円)	資本準備金 残高(千円)
平成19年4月25日 (注) 1.	1,193	25,528	178,950	1,946,375	178,950	1,936,375
平成22年3月26日 (注) 2. 3.	—	25,528	△1,866,375	80,000	△1,866,375	70,000
平成22年8月11日 (注) 4.	2,730	28,258	150,150	230,150	150,150	220,150

(注) 1. 第三者割当増資

発行価格： 300,000円

資本組入額： 150,000円

主な割当先： 株式会社ファンドクリエーション、アイザワ・ベンチャー2号投資事業有限責任組合、三生4号投資事業有限責任組合、株式会社三菱東京UFJ銀行他3社

2. 資本の減少は欠損填補のための無償減資によるものであります。

3. 会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金を減らし、その他資本剰余金へ振り替えたものであります。

4. 第三者割当増資

発行価格： 110,000円

資本組入額： 55,000円

割当先： 北京泰德制药股份有限公司

5. 平成23年5月23日開催の取締役会の決議に基づき、平成23年6月9日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を実施しております。これに伴い、発行済株式総数は2,797,542株増加しております。

## (5) 【所有者別状況】

平成23年5月31日現在

区分	株式の状況								単元未 満株式 の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他 の法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人 以外	個人			
株主数 (人)	—	6	—	7	3	—	61	77	—
所有株 式数 (単元)	—	1,870	—	1,523	2,897	—	21,968	28,258	—
所有株 式数の 割合 (%)	—	6.62	—	5.39	10.25	—	77.74	100.00	—

(注) 1. 投資事業有限責任組合は個人その他の区分に含めて記載しております。

2. 平成23年5月23日開催の取締役会の決議に基づき、平成23年6月9日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を実施しております。また、同日付で単元株制度を導入しており、1単元の株式数は分割後の100株となっております。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成23年5月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 28,258	28,258	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	28,258	—	—
総株主の議決権	—	28,258	—

(注) 平成23年5月23日開催の取締役会の決議に基づき、平成23年6月9日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を実施しております。また、同日付で単元株制度を導入しており、1単元の株式数は分割後の100株となっております。

② 【自己株式等】

平成23年5月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数 (株)	他人名義所有株式数 (株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

(7) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。当該制度は、旧商法第 280 条ノ 20 及び同第 280 条ノ 21 の規定に基づき新株予約権を発行する方法、会社法第 236 条、第 238 条及び第 239 条の規定に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

第 1 回新株予約権

(株主総会(平成15年8月8日)の決議及び取締役会(平成15年8月8日)の決議に基づく新株予約権の発行)

決議年月日	平成 15 年 8 月 8 日 (株主総会) 平成 15 年 8 月 8 日 (取締役会)
付与対象者の区分及び人数	代表取締役社長 1 名及び取締役 3 名 (注)1.
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)【新株予約権等の状況】」に記載してあります。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注)1. 取締役の辞任により、平成 23 年 3 月 31 日現在、付与対象者の区分及び人数は代表取締役社長 1 名及び取締役 1 名、新株予約権の目的となる株式の数は 4,650 株となっております。

第 2 回新株予約権

(定時株主総会(平成16年6月17日)及び取締役会(平成16年6月17日)の決議に基づく新株予約権の発行)

決議年月日	平成 16 年 6 月 17 日 (株主総会) 平成 16 年 6 月 17 日 (取締役会)
付与対象者の区分及び人数	代表取締役社長の二親等以内の親族 1 名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)【新株予約権等の状況】」に記載してあります。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注)1. 本新株予約権は、平成19年1月22日開催の取締役会において全部を消却しております。

### 第3回新株予約権

(株主総会(平成16年6月17日開催)の決議及び取締役会(平成17年5月26日開催)の決議に基づく新株予約権の発行)

決議年月日	平成16年6月17日(株主総会) 平成17年5月26日(取締役会)
付与対象者の区分及び人数	代表取締役社長1名、取締役2名、外部協力者3名、従業員12名及び契約社員1名(注)1.
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)【新株予約権等の状況】」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注)1. 従業員の役員就任並びに退任及び従業員、契約社員の退職により、平成23年3月31日現在、付与対象者の区分及び人数は代表取締役社長1名、取締役1名、外部協力者5名、従業員2名、新株予約権の目的となる株式の数は320株となっております。

### 第4回新株予約権

(株主総会(平成17年10月16日開催)の決議及び取締役会(平成17年10月16日開催)の決議に基づく新株予約権の発行)

決議年月日	平成17年10月16日(株主総会) 平成17年10月16日(取締役会)
付与対象者の区分及び人数	出向者1名及び契約社員1名(注)1.
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)【新株予約権等の状況】」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注)1. 出向者の入社並びに役員就任及び契約社員の退職により、平成23年3月31日現在、付与対象者の区分及び人数は取締役1名、新株予約権の目的となる株式の数は10株となっております。

#### 第5回新株予約権

(株主総会(平成17年10月16日開催)の決議及び取締役会(平成18年3月9日開催)の決議に基づく新株予約権の発行)

決議年月日	平成17年10月16日(株主総会) 平成18年3月9日(取締役会)
付与対象者の区分及び人数	取締役4名及び従業員14名(注)1.
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)【新株予約権等の状況】」に記載していません。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注)1. 役員の退任及び従業員の退職により、平成23年3月31日現在、付与対象者の区分及び人数は、取締役2名、外部協力者2名、従業員4名、新株予約権の目的となる株式の数は86株となっております。

#### 第6回新株予約権

(株主総会(平成18年12月11日開催)の決議及び取締役会(平成18年12月11日開催及び平成18年12月22日開催)の決議に基づく新株予約権の発行)

決議年月日	平成18年12月11日(株主総会) 平成18年12月11日(取締役会) 平成18年12月22日(取締役会)
付与対象者の区分及び人数	従業員7名(注)1.
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)【新株予約権等の状況】」に記載していません。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注)1. 従業員の退職により、平成23年3月31日現在、付与対象者の区分及び人数は、従業員4名、新株予約権の目的となる株式の数は3株となっております。

## 第7回新株予約権

(株主総会(平成18年12月11日開催)の決議及び取締役会(平成19年11月12日開催及び平成19年11月26日開催)の決議に基づく新株予約権の発行)

決議年月日	平成18年12月11日(株主総会) 平成19年11月12日(取締役会) 平成19年11月26日(取締役会)
付与対象者の区分及び人数	従業員6名(注)1.
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)【新株予約権等の状況】」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注)1. 従業員の退職により、平成23年3月31日現在、付与対象者の区分及び人数は、外部協力者1名、従業員1名、新株予約権の目的となる株式の数は4株となっております。

### (8) 【従業員株式所有制度の内容】

該当事項はありません。

## 2 【自己株式の取得等の状況】

該当事項はありません。

## 3 【配当政策】

当社は今後、事業基盤の構築と財務体質の安定のために、内部留保の充実を優先してまいります。ただし、株主への利益還元も重要な経営課題と認識しており、事業の一定の安定化の目途が立った場合には、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を勘案しつつ利益配当も検討する所存であります。

この方針に基づき、内部留保の確保のため、当事業年度の配当については見送らせていただきました。なお、剰余金の配当を行う場合は、年1回期末での配当を考えており、配当の決定機関は株主総会であります。また、当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として中間配当をおこなうことができる旨を定款に定めております。

## 4 【株価の推移】

当社株式は非上場であるため、該当事項はありません。

## 5 【役員 の 状 況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	報酬	所有株式数(株)
取締役社長 (代表取締役)		藤澤 忠司	昭和34年10月3日生	平成9年1月 グラクソ・スミスクライン株式会社入社 平成14年7月 当社設立と同時に代表取締役社長に就任(現在)	(注)3	(注)5	263,000
取締役		丸山 一雄	昭和28年4月2日生	平成11年4月 信州大学医学部委嘱講師就任(現在) 平成14年4月 帝京大学薬学部生物薬剤学教室教授就任(現在) 平成14年7月 当社取締役就任(現在)	(注)3	(注)5	60,000
取締役	経営管理 本部長	森崎 直幸	昭和37年3月25日生	昭和61年4月 三菱化成工業株式会社入社 (現 三菱化学株式会社) 平成17年6月 三菱化学から当社へ出向 当社入社 平成18年6月 当社取締役就任(現在) 平成20年6月 経営管理本部長就任(現在) 平成20年7月	(注)3	(注)5	1,000
取締役	製剤研究 部長	岡田 一志	昭和50年10月27日生	平成12年3月 日本学術振興会 特別研究員 平成15年3月 白鳥製薬株式会社入社 平成16年3月 当社入社 平成18年3月 当社取締役就任(現在) 平成19年10月 事業推進本部製剤研究部長就任(現在) (横浜リサーチセンター長)	(注)3	(注)5	—
監査役		西沢 良一	昭和30年8月25日生	昭和54年10月 ブライスウオーターハウス会計事務所入所 昭和59年11月 櫻谷公認会計士事務所入所 昭和60年10月 西沢公認会計士事務所設立(現任) 平成16年6月 当社監査役就任(現任)	(注)4	(注)5	—
監査役		鈴木 嘉樹	昭和14年9月19日生	昭和39年4月 帝人株式会社入社 平成13年10月 星薬科大学薬学部客員講師(現在) 平成17年6月 当社監査役就任(現在)	(注)4	(注)5	—

- (注) 1. 取締役 丸山一雄は、会社法第2条15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役 西沢良一及び鈴木嘉樹は、会社法第2条16号に定める社外監査役であります。
3. 平成23年6月9日開催の定時株主総会の終結時から2年以内に終了する事業年度の最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
4. 平成23年6月9日開催の定時株主総会の終結時から4年以内に終了する事業年度の最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
5. 平成23年3月期における役員報酬の総額は 42,069千円を支給しております。
6. 所有株式数は、平成23年6月9日付で効力を発生した株式分割(1:100)を反映しております。

## 6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

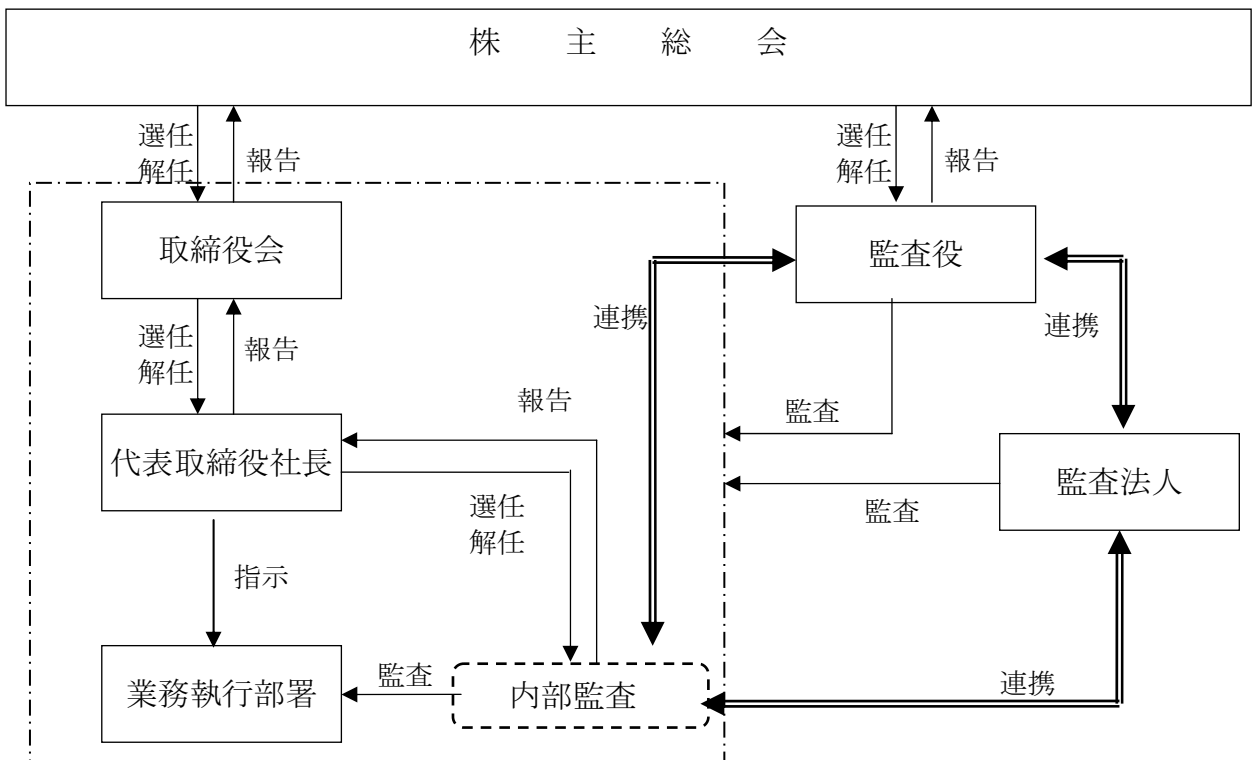
### (1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

#### ① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

企業は株主から資本を受託し、事業活動を通じて利益を計上し、継続的に株主価値を増大させることを期待されています。この株主からの委託に応えることが企業経営の基本的使命であり、この基本的使命を踏まえたうえで、企業は従業員、取引先、消費者、債権者、地域住民と地域社会等の株主以外のステークホルダー（利害関係者）に対する責任を果たしていかなければなりません。これらを踏まえて事業活動を行うためには、コーポレート・ガバナンス（企業統治）の確立が不可欠です。当社は取締役の選任、報酬の決定、経営監視、コンプライアンスの確保を含む経営の諸問題に関し、「公正性」「透明性」「独立性」「迅速性」を追求し、抜本的な経営改革を行い、以下の経営システムを確立し運営しております。

#### ② 当社の機関の内容及び内部統制システムの整備状況

当社は経営環境の著しい変化に対応し、経営の透明性の実現を図るため、以下の体制及び組織を備えております。



#### (i) 株主総会について

株主総会は、会社の最高意思決定機関であり、会社の所有者である株主に対する情報提供、情報交換及び株主による権利行使の場であると考えています。したがって、すべての株主に対して公正な待遇を保証し、積極的なIR活動と迅速なタイムリー・ディスクロージャーを念頭に、より開かれた株主総会にすべく、運営方法につきましても工夫を重ねていき、株主の権利行使に適した環境の構築・維持を図っております。

(ii) 取締役会について

取締役会は、取締役4名（うち1名は非常勤）により構成され、原則として毎月開催し、必要ある場合には随時開催し、業務執行に関する会社の意思を決定し、代表取締役及び取締役の職務の執行を監督しております。また取締役は、経営に関する十分な情報を適時、適切に受け、会社と株主の利益のために行動し、すべての株主に対する公平な待遇を保証するよう行動しております。

(iii) 監査役について

当社は監査役を2名（2名とも非常勤）選任しており、取締役会への出席を含め、内部監査と連携しながら会社業務の監査を実施するとともに、各監査役の独立性を確保しながら、取締役や代表取締役の業務執行を適正性及び適法性の観点から監査しております。

(iv) 内部監査について

当社では、社長が内部監査担当者2名を選任して、監査対象部門からの独立性を確保するとともに、監査役と連携しながら、業務全体にわたる内部監査を実施しており、業務の改善に向け具体的な助言、勧告を行っております。

(v) 会計監査の状況について

当社は、監査法人として有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結しています。

当社の監査業務を執行した公認会計士は、芝田雅也、佐野明宏であり、当社に対する継続監査年数はいずれも7年以内であります。当社の監査業務に係る補助者は、公認会計士2名、その他5名であります。

(vi) 監査役・内部監査・監査法人の関係について

当社は、会社法第2条第6項で定義される大会社ではなく、かつ、同法第326条第2項に基づく会計監査人を設置しておりませんが、有限責任監査法人トーマツにより金融商品取引法に準じた監査を受けております。監査役は、業務監査権及び会計監査権を有します。監査役は、会計監査を行う際、必要に応じて監査法人に対してその監査に関する報告を求めております。また、内部監査は、主に独立的評価による監視活動として機能し、内部統制が有効かつ効率的であるかどうかについてこれを継続的に監視しております。具体的には、内部統制の整備状況を評価し、運用状況を検証して、内部統制の改善に関して助言し、勧告すること等を業務としております。

そして、内部統制の有効性を評価した結果を勘案することにより、監査役及び監査法人の監査の効率化を図ることが可能となっております。

また内部監査担当者は、社長直属のもと、監査役と連携し、業務全体にわたる内部監査を実施し、事業の改善に向け具体的な助言、勧告を行っております。

以上のように、監査役・監査法人・内部監査がそれぞれ連携することにより、より正確な企業情報の開示、法令遵守、効率的な監査の実施を行っております。

また当社では、法務担当を設置することで上記の連携を補完しております。

③ リスク管理体制について

経営に重大な影響を及ぼす様々なリスクを未然に防止し、また万が一発生した場合には、株主、従業員、取引先、消費者、債権者、地域住民と地域社会等の株主以外のステークホルダー（利害関係者）の安全、健康及び利益を損なわないよう迅速かつ的確に対処し、速やかな回復を図るとともに、経営資源の保全、経営被害の極小化に努めることを基本方針としております。

④ 役員報酬の内容

当事業年度（平成 23 年 3 月期）における役員報酬の総額は 42,069 千円であり、使用人職務委嘱を行っている取締役へ支払った給与及び賞与額 5,741 千円と合わせ、47,810 千円を支給しております。

なお、取締役の報酬につきましては、平成 18 年 6 月 22 日開催の株主総会において報酬総額を 2 億円以内とする旨、また、監査役の報酬につきましては、平成 17 年 6 月 30 日開催の株主総会において報酬総額を 3 千万円以内とする旨を定めております。

#### ⑤ 株式の保有状況

特定投資株式の保有状況は以下のとおりです。なお、当社は事業の拡大を目的として以下の 1 銘柄のみを保有しております。

前事業年度（平成 22 年 3 月 31 日）	そーせいグループ	300 株	31,470 千円
当事業年度（平成 23 年 3 月 31 日）	そーせいグループ	51 株	5,100 千円

#### ⑥ コンプライアンスの強化について

当社は、コンプライアンスの強化につきましては、法務担当を置き法令及び定款の遵守を徹底しております。さらに、従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、取締役に従業員に対するコンプライアンス教育・啓発を行わせて参ります。

また、当社従業員及び役員は、重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重大な事実を発見した場合、コンプライアンス規程に従って所属上長又は法務担当に報告するものとしております。

#### ⑦ 社外取締役及び社外監査役の責任免除

当社は、社外取締役及び社外監査役との間で、会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、同法 423 条第 1 項の損害賠償責任について、善意でかつ重大な過失がないときは、金 240 万円以上であらかじめ定める金額又は法令が定める額のいずれか高い額を限度として責任を負担する契約を締結することができる旨を定款に定めております。

#### ⑧ 中間配当に関する事項

当社は、株主への機動的な利益還元の実施に対応するため、会社法第 454 第 5 項の規定により、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日を基準日とした中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

#### ⑨ 自己株式の取得

当社は、機動的な資本政策を遂行できよう、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得できる旨を定款に定めております。

#### ⑩ 取締役の定数

当社の取締役は 8 名以内とする旨を定款に定めております。

#### ⑪ 取締役の選任決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。

また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査法人に対する報酬の内容】

区分	最近会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
発行者	9,250	—
計	9,250	—

② 【その他重要な報酬の内容】

監査報酬は、公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項に規定する業務以外に関する報酬はありません。

③ 【監査法人の発行者に対する非監査業務の内容】

公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項に規定する業務以外に監査法人からの業務提供はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針としては、監査人員数、監査日数、当社の規模・業務の特性を勘案したうえで決定しております。

7 【関連当事者取引】

該当事項はありません。

## 第6【経理の状況】

### 1. 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。）に基づいて作成しております。

なお、前事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）は、改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

財務諸表については、TOKYO AIM 上場規程第8条第5項で認められた会計基準のうち、我が国において一般的に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、作成しております。

### 2. 監査証明について

当社は、TOKYO AIM 上場規程第8条第4項の規定に基づき、当事業年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）の財務諸表について有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。

### 3. 連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成22年3月31日)	当事業年度 (平成23年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,408	185,528
売掛金	48	1,131
有価証券	31,401	—
原材料及び貯蔵品	78,180	43,945
前渡金	3,161	11,320
前払費用	—	11,491
未収消費税等	3,142	1,689
未収還付法人税等	4,128	—
その他	2,218	4,769
流動資産合計	124,690	259,877
固定資産		
有形固定資産		
建物	5,167	6,082
減価償却累計額	△5,167	△4,536
建物（純額）	0	1,546
機械及び装置	74,543	74,543
減価償却累計額	△52,478	△66,269
機械及び装置（純額）	22,064	8,274
工具、器具及び備品	14,075	14,075
減価償却累計額	△13,803	△13,973
工具、器具及び備品（純額）	272	102
有形固定資産合計	22,337	9,923
投資その他の資産		
投資有価証券	31,470	5,100
長期前払費用	—	7,602
敷金及び保証金	24,942	6,821
投資その他の資産合計	56,412	19,524
固定資産合計	78,750	29,447
資産合計	203,440	289,324

(単位：千円)

	前事業年度 (平成22年3月31日)	当事業年度 (平成23年3月31日)
負債の部		
流動負債		
未払金	25,384	62,064
未払費用	1,959	2,050
未払法人税等	1,882	10,681
前受金	9,882	1,976
預り金	1,991	1,843
賞与引当金	5,939	5,917
本社移転損失引当金	3,313	—
流動負債合計	50,354	84,533
固定負債		
資産除去債務	—	3,271
繰延税金負債	—	538
固定負債合計	—	3,810
負債合計	50,354	88,344
純資産の部		
株主資本		
資本金	80,000	230,150
資本剰余金		
資本準備金	70,000	220,150
その他資本剰余金	3,732,750	15,253
資本剰余金合計	3,802,750	235,403
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	△3,717,496	△262,254
利益剰余金合計	△3,717,496	△262,254
株主資本合計	165,253	203,298
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△12,166	△2,318
評価・換算差額等合計	△12,166	△2,318
純資産合計	153,086	200,980
負債純資産合計	203,440	289,324

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度		当事業年度	
	(自 至	平成21年4月1日 平成22年3月31日)	(自 至	平成22年4月1日 平成23年3月31日)
事業収益		7,690		9,177
事業費用				
事業原価		2,690		—
研究開発費	※1 ※2	371,041	※1 ※2	213,896
その他の販売費及び一般管理費	※3	142,341	※3	113,832
事業費用合計		516,073		327,729
営業損失(△)		△508,382		△318,551
営業外収益				
受取利息		101		52
有価証券利息		234		3
為替差益		—		9,742
投資有価証券売却益		1,857		3,812
補助金収入		54,168		46,306
その他		5,134		1,509
営業外収益合計		61,495		61,426
営業外費用				
有価証券評価損		4,220		—
株式交付費		—		1,099
為替差損		1,360		—
営業外費用合計		5,581		1,099
経常損失(△)		△452,468		△258,224
特別損失				
本社移転損失引当金繰入額		3,313		—
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額		—		1,591
特別損失合計		3,313		1,591
税引前当期純損失(△)		△455,781		△259,815
法人税、住民税及び事業税		1,900		1,900
法人税等調整額		—		538
法人税等合計		1,900		2,438
当期純損失(△)		△457,681		△262,254

③【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度		当事業年度	
	(自 至	平成21年4月1日 平成22年3月31日)	(自 至	平成22年4月1日 平成23年3月31日)
株主資本				
資本金				
前期末残高		1,946,375		80,000
当期変動額				
新株の発行		—		150,150
資本金から剰余金への振替		△1,866,375		—
当期変動額合計		△1,866,375		150,150
当期末残高		80,000		230,150
資本剰余金				
資本準備金				
前期末残高		1,936,375		70,000
当期変動額				
新株の発行		—		150,150
準備金から剰余金への振替		△1,866,375		—
当期変動額合計		△1,866,375		150,150
当期末残高		70,000		220,150
その他資本剰余金				
前期末残高		—		3,732,750
当期変動額				
資本金から剰余金への振替		1,866,375		—
準備金から剰余金への振替		1,866,375		—
欠損填補		—		△3,717,496
当期変動額合計		3,732,750		△3,717,496
当期末残高		3,732,750		15,253
資本剰余金合計				
前期末残高		1,936,375		3,802,750
当期変動額				
新株の発行		—		150,150
資本金から剰余金への振替		1,866,375		—
準備金から剰余金への振替		—		—
欠損填補		—		△3,717,496
当期変動額合計		1,866,375		△3,567,346
当期末残高		3,802,750		235,403
利益剰余金				
その他利益剰余金				
繰越利益剰余金				
前期末残高		△3,259,815		△3,717,496
当期変動額				
当期純損失(△)		△457,681		△262,254
欠損填補		—		3,717,496
当期変動額合計		△457,681		3,455,242
当期末残高		△3,717,496		△262,254

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
利益剰余金合計		
前期末残高	△3,259,815	△3,717,496
当期変動額		
当期純損失(△)	△457,681	△262,254
欠損填補	—	3,717,496
当期変動額合計	△457,681	3,455,242
当期末残高	△3,717,496	△262,254
株主資本合計		
前期末残高	622,934	165,253
当期変動額		
新株の発行	—	300,300
当期純損失(△)	△457,681	△262,254
資本金から剰余金への振替	—	—
準備金から剰余金への振替	—	—
欠損填補	—	—
当期変動額合計	△457,681	38,046
当期末残高	165,253	203,298
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	△1,238	△12,166
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	△10,928	9,848
当期変動額合計	△10,928	9,848
当期末残高	△12,166	△2,318
評価・換算差額等合計		
前期末残高	△1,238	△12,166
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	△10,928	9,848
当期変動額合計	△10,928	9,848
当期末残高	△12,166	△2,318
純資産合計		
前期末残高	621,696	153,086
当期変動額		
新株の発行	—	300,300
当期純損失(△)	△457,681	△262,254
資本金から剰余金への振替	—	—
準備金から剰余金への振替	—	—
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	△10,928	9,848
欠損填補	—	—
当期変動額合計	△468,609	47,894
当期末残高	153,086	200,980

## ④【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度		当事業年度	
	(自 至	平成21年4月1日 平成22年3月31日)	(自 至	平成22年4月1日 平成23年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー				
税引前当期純利益 (△純損失)		△455,781		△259,815
減価償却費		12,958		14,298
受取利息及び配当金		△335		△55
補助金収入		△54,168		△46,306
為替差損益 (△は益)		6,233		2,439
売上債権の増減額 (△は増加)		826		△1,082
たな卸資産の増減額 (△は増加)		22,914		34,234
投資有価証券売却損益 (△は益)		△1,857		△3,812
賞与引当金の増減額 (△は減少)		△1,607		△22
本社移転損失引当金の増減額 (△は減少)		3,313		△3,313
有価証券評価損益 (△は益)		4,220		—
株式交付費		—		1,099
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額		—		1,591
前渡金の増減額 (△は増加)		25,764		△8,159
前払費用の増減額 (△は増加)		702		△9,295
未収消費税等の増減額 (△は増加)		1,570		1,452
未払金の増減額 (△は減少)		△26,576		1,068
未払費用の増減額 (△は減少)		105		91
未払法人税等 (外形標準課税) の増減額 (△は減少)		△4,077		8,784
預り金の増減額 (△は減少)		△366		△148
長期前払費用の増減額 (△は増加)		—		△7,602
その他		△147		△638
小計		△466,307		△275,192
利息及び配当金の受取額		349		55
補助金の受取額		64,050		74,010
法人税等の支払額		△1,797		△1,885
法人税等の還付額		359		52
営業活動によるキャッシュ・フロー		△403,346		△202,959
投資活動によるキャッシュ・フロー				
投資有価証券の取得による支出		△43,636		—
投資有価証券の売却による収入		6,809		40,030
有形固定資産の取得による支出		△24,437		△235
敷金及び保証金の差入による支出		—		△6,810
敷金及び保証金の回収による収入		1,356		24,931
投資活動によるキャッシュ・フロー		△59,907		57,916
財務活動によるキャッシュ・フロー				
株式の発行による収入		—		299,200
財務活動によるキャッシュ・フロー		—		299,200

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
現金及び現金同等物に係る換算差額	△10,454	△2,439
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△473,708	151,718
現金及び現金同等物期首残高	507,518	33,810
現金及び現金同等物期末残高	※ 33,810	※ 185,528

【継続企業の前提に関する事項】

<p>前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)</p>	<p>当事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)</p>
<p>当社は医薬品の開発を行っており、収益に先行して開発費を支出していることから、設立以降継続して営業損失を計上し、直前2期の営業損失の推移は、平成21年3月期は516,787千円、平成22年3月期は508,382千円となっております。また、当初計画していたライセンス収入について、当事業年度末現在においてこれを得るには至っておりません。当該状況により継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。</p> <p>当社は当該状況を解消するため、安定した財務基盤の確立に向けて「ライセンス契約の締結」、「資金調達の実施」及び「コストの削減」の推進を図ってまいります。</p> <p>①ライセンス契約の締結 当社はMBP-426のPhase II 開発を推し進め、POC(Proof of Concept=創薬概念の立証)を早期に獲得することにより、現在交渉を進めている製薬企業へのライセンスアウト契約を確実に契約締結してまいります。ライセンス契約の締結が実現した際には、契約締結に伴う契約金(契約一時金、マイルストーン毎の契約金)の一部が平成23年3月期中の当社の収入となり、これにより製品の開発を更に円滑に進めることができます。</p> <p>②資金調達の実施 当社はPOCの獲得に向け、Phase II の開発を進めてまいります。POCは患者や臨床試験の進捗に影響を受けるため、POC獲得の時期を確定するのは難しく、同時にライセンス収入を得るまでの繋ぎ資金が必要となります。その資金の調達を目的に、地域を限定した技術供与や特許使用権の許諾を検討しており、アジア諸国において資金提供候補先の選定を進めております。</p> <p>また、技術供与や特許使用権の許諾に際し、当社株式の割当を絡めた検討も行っておりますが、その場合には、既存株主を中心に第三者割当による増資も併せて実施してまいります。</p> <p>当社は、技術供与や特許使用権の許諾、増資により総額300百万円の資金調達を実施してまいります。</p> <p>③コストの削減 開発費につきましては、当社の次期パイプライ</p>	

ンである「MBP-Y005」の開発がNEDO（独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構）の推進事業に採択され、1.5年間に渡り助成を受けることが決まったことから、当該開発に関わる一部費用の負担が軽減されております。

また、間接部門費につきましては、事務所移転をはじめとした各種コスト削減を実施し、企業規模に適した体制に整備してまいります。

しかしながら現時点では、ライセンスアウト契約が未締結であること、また、技術供与や特許使用権の許諾、増資による資金の調達方法及び条件については、候補先との協議を行いながら進めている最中であるため、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、財務諸表は継続企業を前提として作成されており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を財務諸表には反映しておりません。

【重要な会計方針】

項目	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) その他有価証券 時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 時価のないもの 移動平均法による原価法	(1) その他有価証券 時価のあるもの 同左  時価のないもの 同左
2. たな卸資産の評価基準及び評価方法	(1) 原材料 移動平均法による原価法 (ただし、横浜リサーチセンター分に関しては個別法による原価法) (貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定) (2) 貯蔵品 最終仕入原価法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)	(1) 原材料 同左  (2) 貯蔵品 同左
3. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。 主な耐用年数は以下のとおりであります。 機械及び装置 4年 工具、器具及び備品 4年	(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。 主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 5年 機械及び装置 4年 工具、器具及び備品 4年
4. 繰延資産の処理方法	—————	(1) 株式交付費 支出時に全額費用として処理しております。
5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円換算し、換算差額は損益として処理しております。	同左
6. 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。 (2) 本社移転損失引当金 本社移転に伴う損失に備えるため、移転及び原状回復費用等の見込額を計上しております。	(1) 賞与引当金 同左  —————

項目	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
7. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。	同左
8. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。	消費税等の会計処理 同左

#### 【会計処理方法の変更】

前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
—————	(資産除去債務に関する会計基準の適用) 当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。 これによる営業損失、経常損失及び税引前当期純損失に与える影響は軽微であります。

#### 【表示方法の変更】

前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
—————	(貸借対照表) (1) 前事業年度まで、区分掲記しておりました流動資産の「未収還付法人税等」は、資産総額の100分の1以下となったため、流動資産の「その他」に含めて表示することといたしました。 なお、当事業年度における「未収還付法人税等」は8千円であります。 (2) 前事業年度まで、流動資産の「その他」に含めて表示しておりました「前払費用」は、資産総額の100分の1を超えたため、区分掲記いたしました。 なお、前事業年度の「前払費用」は2,196千円であります。

【注記事項】

(貸借対照表関係)

該当事項はありません。

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月 31日)	当事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月 31日)																								
<p>※1 研究開発費に含まれるたな卸資産の収益性の低下による帳簿価額の切下額は21,747千円です。</p>	<p>※1 研究開発費に含まれるたな卸資産の収益性の低下による帳簿価額の切下額は27,322千円です。</p>																								
<p>※2 研究開発費の総額は371,041千円であり、その主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">研究委託費</td> <td style="text-align: right;">284,253千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">給与手当</td> <td style="text-align: right;">36,249千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">賞与引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">4,461千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">減価償却費</td> <td style="text-align: right;">12,958千円</td> </tr> </table>	研究委託費	284,253千円	給与手当	36,249千円	賞与引当金繰入額	4,461千円	減価償却費	12,958千円	<p>※2 研究開発費の総額は213,896千円であり、その主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">研究委託費</td> <td style="text-align: right;">140,880千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">給与手当</td> <td style="text-align: right;">33,322千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">賞与引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">4,127千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">減価償却費</td> <td style="text-align: right;">14,155千円</td> </tr> </table>	研究委託費	140,880千円	給与手当	33,322千円	賞与引当金繰入額	4,127千円	減価償却費	14,155千円								
研究委託費	284,253千円																								
給与手当	36,249千円																								
賞与引当金繰入額	4,461千円																								
減価償却費	12,958千円																								
研究委託費	140,880千円																								
給与手当	33,322千円																								
賞与引当金繰入額	4,127千円																								
減価償却費	14,155千円																								
<p>※3 その他の販売費及び一般管理費のうち、主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">役員報酬</td> <td style="text-align: right;">60,854千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">給与手当</td> <td style="text-align: right;">17,159千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">賞与引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">1,478千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">支払報酬</td> <td style="text-align: right;">13,964千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">旅費交通費及び通信費</td> <td style="text-align: right;">11,354千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">地代家賃</td> <td style="text-align: right;">25,677千円</td> </tr> </table>	役員報酬	60,854千円	給与手当	17,159千円	賞与引当金繰入額	1,478千円	支払報酬	13,964千円	旅費交通費及び通信費	11,354千円	地代家賃	25,677千円	<p>※3 その他の販売費及び一般管理費のうち、主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">役員報酬</td> <td style="text-align: right;">42,069千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">給与手当</td> <td style="text-align: right;">16,946千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">賞与引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">1,790千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">支払報酬</td> <td style="text-align: right;">15,652千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">旅費交通費及び通信費</td> <td style="text-align: right;">11,806千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">地代家賃</td> <td style="text-align: right;">7,399千円</td> </tr> </table>	役員報酬	42,069千円	給与手当	16,946千円	賞与引当金繰入額	1,790千円	支払報酬	15,652千円	旅費交通費及び通信費	11,806千円	地代家賃	7,399千円
役員報酬	60,854千円																								
給与手当	17,159千円																								
賞与引当金繰入額	1,478千円																								
支払報酬	13,964千円																								
旅費交通費及び通信費	11,354千円																								
地代家賃	25,677千円																								
役員報酬	42,069千円																								
給与手当	16,946千円																								
賞与引当金繰入額	1,790千円																								
支払報酬	15,652千円																								
旅費交通費及び通信費	11,806千円																								
地代家賃	7,399千円																								

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	25,528	—	—	25,528
合計	25,528	—	—	25,528

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度 末残高 (千円)
		前事業 年度末	当事業 年度増加	当事業 年度減少	当事業 年度末	
第1回新株予約権	普通株式	4,650株	—	—	4,650株	—
第3回新株予約権	普通株式	325株	—	△5株	320株	—
第4回新株予約権	普通株式	10株	—	—	10株	—
第5回新株予約権	普通株式	113株	—	△27株	86株	—
第6回新株予約権	普通株式	11株	—	△8株	3株	—
第7回新株予約権	普通株式	6株	—	△2株	4株	—
合計		5,115株	—	△42株	5,073株	—

(注) 1. 当事業年度減少は、新株予約権の消却によるものであります。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	25,528	2,730	—	28,258
合計	25,528	2,730	—	28,258

(注) 普通株式の発行済株式総数の増加2,730株は、第三者割当による新株の発行による増加であります。

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数 (株)				当事業年度 末残高 (千円)
		前事業 年度末	当事業 年度増加	当事業 年度減少	当事業 年度末	
第1回新株予約権	普通株式	4,650 株	—	—	4,650 株	—
第3回新株予約権	普通株式	320 株	—	—	320 株	—
第4回新株予約権	普通株式	10 株	—	—	10 株	—
第5回新株予約権	普通株式	86 株	—	—	86 株	—
第6回新株予約権	普通株式	3 株	—	—	3 株	—
第7回新株予約権	普通株式	4 株	—	—	4 株	—
合計		5,073 株	—	—	5,073 株	—

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

## (キャッシュ・フロー計算書関係)

前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月 31日)	当事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月 31日)
※ 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年 3月 31日現在) (千円)	※ 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成23年 3月 31日現在) (千円)
現金及び預金 2,408 有価証券 (MMF) 31,401 現金及び現金同等物 <u>33,810</u>	現金及び預金 <u>185,528</u> 現金及び現金同等物 <u>185,528</u>

## (リース取引関係)

前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月 31日)	当事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月 31日)
重要性が乏しいため、記載を省略しております。	同左

(金融商品関係)

前事業年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については投資有価証券を除いて短期的かつリスクの少ない商品に限定しており、投機的な取引は行っておりません。投資有価証券は事業の拡大を目的として取得した上場株式であり、市場価格の変動リスクにさらされていますが、四半期ごとに時価の把握を行っております。また、資金調達は、銀行等からの借入は行わず、新株発行による資金調度を主としております。

一方、海外の開発委託先等との取引に伴う外貨建ての未払金につきましては、為替の変動リスクにさらされております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	2,408	2,408	—
(2) 売掛金	48	48	—
(3) 有価証券	31,401	31,401	—
(4) 未収還付法人税等	4,128	4,128	—
(5) 未収消費税等	3,142	3,142	—
(6) 投資有価証券	31,470	31,470	—
(7) 敷金及び保証金	24,942	24,942	—
資産計	97,542	97,542	—
(1) 未払金	25,384	25,384	—
(2) 未払法人税等	1,882	1,882	—
負債計	27,267	27,267	—

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(4) 未収還付法人税等、(5) 未収消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券

これらの時価については、取引金融機関から提示された価格によっております。

(6) 投資有価証券

これらの時価については、株式は取引所の価格によっております。

(7) 敷金及び保証金

将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しております。なお、当事業年度は、計画中の事務所移転に伴う敷金の返金額が確定しており、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。また、当該金額から手当てされる事務所移転に伴う原状回復費用は3,000千円を見込んでおります。

負 債

(1) 未払金、(2) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。

2. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	2,408	—	—	—
売掛金	48	—	—	—
未収還付法人税等	4,128	—	—	—
未収消費税等	3,142	—	—	—
敷金及び保証金	24,942	—	—	—
合計	34,670	—	—	—

(追加情報)

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成20年3月10日)及び「金融商品の時価等開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日)を適用しております。

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については投資有価証券を除いて短期的かつリスクの少ない商品に限定しており、投機的な取引は行っておりません。投資有価証券は事業の拡大を目的として取得した上場株式であり、市場価格の変動リスクにさらされていますが、四半期ごとに時価の把握を行っております。また、資金調達は、銀行等からの借入は行わず、新株発行による資金調達を主としております。

一方、海外の開発委託先等との取引に伴う外貨建ての未払金につきましては、為替の変動リスクにさらされております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	185,528	185,528	—
(2) 売掛金	1,131	1,131	—
(3) 未収消費税等	1,689	1,689	—
(4) 投資有価証券	5,100	5,100	—
(5) 敷金及び保証金	6,821	6,714	△107
資産計	200,271	200,164	△107
(1) 未払金	62,064	62,064	—
(2) 未払法人税等	10,681	10,681	—
負債計	72,745	72,745	—

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(3) 未収消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

これらの時価については、株式は取引所の価格によっております。

(5) 敷金及び保証金

将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

(1) 未払金、(2) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。

2. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	185,528	—	—	—
売掛金	1,131	—	—	—
未収消費税等	1,689	—	—	—
敷金及び保証金	—	6,821	—	—
合計	188,348	6,821	—	—

(有価証券関係)

前事業年度（平成22年3月31日）

1. 売買目的有価証券  
該当事項はありません。
2. 満期保有目的の債券  
該当事項はありません。
3. 子会社株式及び関連会社株式  
該当事項はありません。
4. その他有価証券

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額 が取得原価を超え るもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券			
	① 国債・地方債 等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	—	—	—
貸借対照表計上額 が取得原価を超え ないもの	(1) 株式	31,470	43,636	△12,166
	(2) 債券			
	① 国債・地方債 等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	—	—	—
	(3) その他	31,401	35,622	△4,220
	小計	62,871	79,259	△16,387
合計		62,871	79,259	△16,387

5. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

種類	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
(1) 株式	6,809	1,857	—
(2) 債券			
① 国債・地方債等	—	—	—
② 社債	—	—	—
③ その他	—	—	—
(3) その他	163,985	—	—
合計	170,794	1,857	—

当事業年度（平成23年3月31日）

1. 売買目的有価証券  
該当事項はありません。
2. 満期保有目的の債券  
該当事項はありません。
3. 子会社株式及び関連会社株式  
該当事項はありません。
4. その他有価証券

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額 が取得原価を超え るもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券			
	① 国債・地方債 等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	—	—	—
貸借対照表計上額 が取得原価を超え ないもの	(1) 株式	5,100	7,418	△2,318
	(2) 債券			
	① 国債・地方債 等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	5,100	7,418	△2,318
	合計	5,100	7,418	△2,318

5. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

種類	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
(1) 株式	40,030	3,812	—
(2) 債券			
① 国債・地方債等	—	—	—
② 社債	—	—	—
③ その他	—	—	—
(3) その他	31,401	—	—
合計	71,431	3,812	—

(デリバティブ取引関係)

前事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

当社はデリバティブ取引を全く行っていないため、該当事項はありません。

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

当社はデリバティブ取引を全く行っていないため、該当事項はありません。

(退職給付関係)

前事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

当社は、退職金制度がありませんので、該当事項はありません。

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

当社は、退職金制度がありませんので、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

前事業年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

1. 当事業年度における費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権
付与対象者の区分及び人数 (注) 1	当社取締役 4名	当社取締役 3名 当社従業員 13名 外部協力者 3名	当社従業員 2名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注) 2	普通株式 4,820株	普通株式 400株	普通株式 20株
付与日	平成15年8月26日	平成17年6月17日	平成17年10月31日
権利確定条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても当社に在任あるいは在籍することを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な事由のある場合はこの限りではない。</li> <li>その他の条件については、当社と割当者との間で締結する新株予約権割当契約により定めるところによる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新株予約権の割当を受けた者が、当社の取締役あるいは従業員である場合には、権利行使時においても当社に在任あるいは在籍することを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な事由のある場合はこの限りではない。</li> <li>その他の条件については、当社と割当者との間で締結する新株予約権割当契約により定めるところによる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新株予約権の割当を受けた者が、当社の取締役あるいは従業員である場合には、権利行使時においても当社に在任あるいは在籍することを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な事由のある場合はこの限りではない。</li> <li>その他の条件については、当社と割当者との間で締結する新株予約権割当契約により定めるところによる。</li> </ul>
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成17年8月26日 至 平成23年8月25日	自 平成18年6月24日 至 平成26年6月23日	自 平成19年10月31日 至 平成27年10月30日

(注) 1. 付与対象者の区分については、割当日現在の区分を記載しております。

2. 株式の種類別のストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

	第5回新株予約権	第6回新株予約権	第7回新株予約権
付与対象者の区分及び人数 (注) 1	当社取締役 4名 当社従業員 14名	当社従業員 7名	当社従業員 6名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注) 2	普通株式 175株	普通株式 69株	普通株式 13株
付与日	平成18年3月31日	平成18年12月22日	平成19年11月27日
権利確定条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新株予約権の割当を受けた者が、当社の取締役あるいは従業員である場合には、権利行使時においても当社に在任あるいは在籍することを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な事由のある場合はこの限りではない。</li> <li>・その他の条件については、当社と割当者との間で締結する新株予約権割当契約により定めるところによる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても当社の取締役もしくは従業員の地位にあることを要すものとする。ただし、任期満了による退任、もしくは取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。</li> <li>・新株予約権者が死亡した場合は、その相続人が本新株予約権を行使できるものとする。</li> <li>・その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても当社の取締役もしくは従業員の地位にあることを要すものとする。ただし、任期満了による退任、もしくは取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。</li> <li>・新株予約権者が死亡した場合は、その相続人が本新株予約権を行使できるものとする。</li> <li>・その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</li> </ul>
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成20年3月31日 至 平成28年3月30日	自 平成20年12月11日 至 平成28年12月10日	自 平成20年12月11日 至 平成28年12月10日

(注) 1. 付与対象者の区分については、割当日現在の区分を記載しております。

2. 株式の種類別のストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（平成22年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

①ストック・オプションの数

	第1回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権
権利確定前 (株)			
前事業年度末	—	—	—
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	—	—	—
権利確定後 (株)			
前事業年度末	4,650	325	10
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	—	5	—
未行使残	4,650	320	10

	第5回新株予約権	第6回新株予約権	第7回新株予約権
権利確定前 (株)			
前事業年度末	—	—	—
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	—	—	—
権利確定後 (株)			
前事業年度末	113	11	6
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	27	8	2
未行使残	86	3	4

②単価情報

	第1回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権
権利行使価額 (円)	5,000	100,000	250,000
行使時平均株価 (円)	—	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—	—

	第5回新株予約権	第6回新株予約権	第7回新株予約権
権利行使価額 (円)	250,000	350,000	350,000
行使時平均株価 (円)	—	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—	—

### 3. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1. 当事業年度における費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第1回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権
付与対象者の区分及び人数 (注) 1	当社取締役 4名	当社取締役 3名 当社従業員 13名 外部協力者 3名	当社従業員 2名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注) 2	普通株式 4,820株	普通株式 400株	普通株式 20株
付与日	平成15年8月26日	平成17年6月17日	平成17年10月31日
権利確定条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても当社に在任あるいは在籍することを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な事由のある場合はこの限りではない。</li> <li>・その他の条件については、当社と割当者との間で締結する新株予約権割当契約により定めるところによる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新株予約権の割当を受けた者が、当社の取締役あるいは従業員である場合には、権利行使時においても当社に在任あるいは在籍することを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な事由のある場合はこの限りではない。</li> <li>・その他の条件については、当社と割当者との間で締結する新株予約権割当契約により定めるところによる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新株予約権の割当を受けた者が、当社の取締役あるいは従業員である場合には、権利行使時においても当社に在任あるいは在籍することを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な事由のある場合はこの限りではない。</li> <li>・その他の条件については、当社と割当者との間で締結する新株予約権割当契約により定めるところによる。</li> </ul>
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成17年8月26日 至 平成23年8月25日	自 平成18年6月24日 至 平成26年6月23日	自 平成19年10月31日 至 平成27年10月30日

(注) 1. 付与対象者の区分については、割当日現在の区分を記載しております。

2. 株式の種類別のストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

	第5回新株予約権	第6回新株予約権	第7回新株予約権
付与対象者の区分及び人数 (注) 1	当社取締役 4名 当社従業員 14名	当社従業員 7名	当社従業員 6名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注) 2	普通株式 175株	普通株式 69株	普通株式 13株
付与日	平成18年3月31日	平成18年12月22日	平成19年11月27日
権利確定条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>新株予約権の割当を受けた者が、当社の取締役あるいは従業員である場合には、権利行使時においても当社に在任あるいは在籍することを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な事由のある場合はこの限りではない。</li> <li>その他の条件については、当社と割当者との間で締結する新株予約権割当契約により定めるところによる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても当社の取締役もしくは従業員の地位にあることを要すものとする。ただし、任期満了による退任、もしくは取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。</li> <li>新株予約権者が死亡した場合は、その相続人が本新株予約権を行使できるものとする。</li> <li>その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても当社の取締役もしくは従業員の地位にあることを要すものとする。ただし、任期満了による退任、もしくは取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。</li> <li>新株予約権者が死亡した場合は、その相続人が本新株予約権を行使できるものとする。</li> <li>その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</li> </ul>
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成20年3月31日 至 平成28年3月30日	自 平成20年12月11日 至 平成28年12月10日	自 平成20年12月11日 至 平成28年12月10日

(注) 1. 付与対象者の区分については、割当日現在の区分を記載しております。

2. 株式の種類別のストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（平成23年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

①ストック・オプションの数

	第1回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権
権利確定前 (株)			
前事業年度末	—	—	—
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	—	—	—
権利確定後 (株)			
前事業年度末	4,650	320	10
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	4,650	320	10

	第5回新株予約権	第6回新株予約権	第7回新株予約権
権利確定前 (株)			
前事業年度末	—	—	—
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	—	—	—
権利確定後 (株)			
前事業年度末	86	3	4
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	86	3	4

②単価情報

	第1回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権
権利行使価額 (円)	5,000	100,000	250,000
行使時平均株価 (円)	—	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—	—

	第5回新株予約権	第6回新株予約権	第7回新株予約権
権利行使価額 (円)	250,000	350,000	350,000
行使時平均株価 (円)	—	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—	—

### 3. ストック・オプションの権利確定数の見積り方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

## (税効果会計関係)

前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月 31日)	当事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月 31日)																																														
<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主 原因別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">繰延税金資産</td> <td style="text-align: right;">(千円)</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金</td> <td style="text-align: right;">2,496</td> </tr> <tr> <td>賞与社会保険料</td> <td style="text-align: right;">348</td> </tr> <tr> <td>研究開発費</td> <td style="text-align: right;">34,196</td> </tr> <tr> <td>繰越欠損金</td> <td style="text-align: right;">1,509,643</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">9,871</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,556,556</td> </tr> <tr> <td>評価性引当金</td> <td style="text-align: right;">△1,556,556</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">—</td> </tr> </table>	繰延税金資産	(千円)	賞与引当金	2,496	賞与社会保険料	348	研究開発費	34,196	繰越欠損金	1,509,643	その他	9,871	繰延税金資産小計	1,556,556	評価性引当金	△1,556,556	繰延税金資産合計	—	<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主 原因別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">繰延税金資産</td> <td style="text-align: right;">(千円)</td> </tr> <tr> <td>未払事業税</td> <td style="text-align: right;">3,574</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金</td> <td style="text-align: right;">2,407</td> </tr> <tr> <td>賞与社会保険料</td> <td style="text-align: right;">346</td> </tr> <tr> <td>研究開発費</td> <td style="text-align: right;">18,296</td> </tr> <tr> <td>繰越欠損金</td> <td style="text-align: right;">1,558,253</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">6,132</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,589,010</td> </tr> <tr> <td>評価性引当金</td> <td style="text-align: right;">△1,589,010</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">—</td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債</td> <td></td> </tr> <tr> <td>資産除去債務に対応する除却費用</td> <td style="text-align: right;">538</td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">538</td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債の純額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">538</td> </tr> </table>	繰延税金資産	(千円)	未払事業税	3,574	賞与引当金	2,407	賞与社会保険料	346	研究開発費	18,296	繰越欠損金	1,558,253	その他	6,132	繰延税金資産小計	1,589,010	評価性引当金	△1,589,010	繰延税金資産合計	—	繰延税金負債		資産除去債務に対応する除却費用	538	繰延税金負債合計	538	繰延税金負債の純額	538
繰延税金資産	(千円)																																														
賞与引当金	2,496																																														
賞与社会保険料	348																																														
研究開発費	34,196																																														
繰越欠損金	1,509,643																																														
その他	9,871																																														
繰延税金資産小計	1,556,556																																														
評価性引当金	△1,556,556																																														
繰延税金資産合計	—																																														
繰延税金資産	(千円)																																														
未払事業税	3,574																																														
賞与引当金	2,407																																														
賞与社会保険料	346																																														
研究開発費	18,296																																														
繰越欠損金	1,558,253																																														
その他	6,132																																														
繰延税金資産小計	1,589,010																																														
評価性引当金	△1,589,010																																														
繰延税金資産合計	—																																														
繰延税金負債																																															
資産除去債務に対応する除却費用	538																																														
繰延税金負債合計	538																																														
繰延税金負債の純額	538																																														
<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等 の負担率との差異の原因となった主な項目別 の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;"></td> <td style="text-align: right;">(%)</td> </tr> <tr> <td>法定実効税率</td> <td style="text-align: right;">42.0</td> </tr> <tr> <td>(調整)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>評価性引当金の増減</td> <td style="text-align: right;">△41.7</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">△0.8</td> </tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の 負担率</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">△0.4</td> </tr> </table>		(%)	法定実効税率	42.0	(調整)		評価性引当金の増減	△41.7	その他	△0.8	税効果会計適用後の法人税等の 負担率	△0.4	<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等 の負担率との差異の原因となった主な項目別 の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;"></td> <td style="text-align: right;">(%)</td> </tr> <tr> <td>法定実効税率</td> <td style="text-align: right;">40.7</td> </tr> <tr> <td>(調整)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>評価性引当金の増減</td> <td style="text-align: right;">△40.7</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">△0.8</td> </tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の 負担率</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">△0.7</td> </tr> </table>		(%)	法定実効税率	40.7	(調整)		評価性引当金の増減	△40.7	その他	△0.8	税効果会計適用後の法人税等の 負担率	△0.7																						
	(%)																																														
法定実効税率	42.0																																														
(調整)																																															
評価性引当金の増減	△41.7																																														
その他	△0.8																																														
税効果会計適用後の法人税等の 負担率	△0.4																																														
	(%)																																														
法定実効税率	40.7																																														
(調整)																																															
評価性引当金の増減	△40.7																																														
その他	△0.8																																														
税効果会計適用後の法人税等の 負担率	△0.7																																														
<p>3. 法定実効税率の変更</p> <p>減資により提出会社の資本金が1億円以下 となり、外形標準課税の適用から外れることに 伴い、当事業年度の法定実効税率は、前事業年 度の40.7%から42.0%に変更されております。 この税率の変更による影響はありません。</p>	<p>3. 法定実効税率の変更</p> <p>増資により提出会社の資本金が1億円超と なり、外形標準課税の適用対象となったことに 伴い、当事業年度の法定実効税率は、前事業年 度の42.0%から40.7%に変更されております。 この税率の変更による影響はありません。</p>																																														

## (持分法損益等)

前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月 31日)	当事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月 31日)
<p>当社は、関連会社がありませんので、該当事項 はありません。</p>	同左

(資産除去債務関係)

当事業年度末（平成23年3月31日）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

実験室の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から10年と見積り、割引率は国債の利回り等適切な指標を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高（注）	2,459	千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	780	
時の経過による調整額	31	
資産除去債務の履行による減少額	—	
その他増減額（△は減少）	—	
期末残高	<u>3,271</u>	

(注) 当事業年度より「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用したことによる期首時点における残高であります。

(セグメント情報等)

**【セグメント情報】**

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

当社は、創薬事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

**【関連情報】**

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一製品・サービスの区分の外部顧客への事業収益が損益計算書の事業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 事業収益

本邦の外部顧客への事業収益が損益計算書の事業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

**【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】**

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

該当事項はありません。

**【報告セグメントごとののれん償却額及び未償却残高に関する情報】**

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

該当事項はありません。

**【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】**

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

該当事項はありません。

(追加情報)

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

当事業年度より、「セグメント情報等に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。

**【関連当事者情報】**

前事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

該当事項はありません。

## (1株当たり情報)

前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
1株当たり純資産額 5,996円82銭 1株当たり当期純損失(△) △17,928円62銭 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。	1株当たり純資産額 7,112円33銭 1株当たり当期純損失(△) △9,616円71銭 同左

(注) 1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
当期純損失(△) (千円)	△457,681	△262,254
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—	—
普通株式に係る当期純損失(△) (千円)	△457,681	△262,254
期中平均株式数 (株)	25,528	27,271
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権(新株予約権の数5,073個)。詳細は「第5【発行者の状況】1【株式等の状況】(2)【新株予約権等の状況】」に記載のとおりであります。	新株予約権(新株予約権の数5,073個)。詳細は「第5【発行者の状況】1【株式等の状況】(2)【新株予約権等の状況】」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

前事業年度 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)								
—————	<p>株式分割</p> <p>平成23年 5 月23日開催の当社取締役会において、平成23年 6 月 9 日を効力発生の日とし、以下のとおり普通株式 1 株を100株に分割して新株を発行する旨を決議いたしました。</p> <p>(1) 分割により増加する株式数 普通株式 2,797,542株</p> <p>(2) 分割方法 平成23年 6 月 8 日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有株式を、1 株につき100株の割合をもって分割する。</p> <p>当該株式分割が前事業年度の開始日に行われたと仮定した場合の前事業年度における 1 株当たり情報及び当事業年度の開始日に行われたと仮定した場合の当事業年度における 1 株当たり情報は、それぞれ以下のとおりとなっております。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">前事業年度</th> <th style="text-align: center;">当事業年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1 株当たり純資産額 59円97銭</td> <td style="text-align: center;">1 株当たり純資産額 71円12銭</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1 株当たり当期純損失 (△) △179円29銭</td> <td style="text-align: center;">1 株当たり当期純損失 (△) △96円17銭</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">なお、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの 1 株当たり当期純損失であるため記載しておりません。</td> <td style="text-align: center;">同左</td> </tr> </tbody> </table>	前事業年度	当事業年度	1 株当たり純資産額 59円97銭	1 株当たり純資産額 71円12銭	1 株当たり当期純損失 (△) △179円29銭	1 株当たり当期純損失 (△) △96円17銭	なお、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの 1 株当たり当期純損失であるため記載しておりません。	同左
前事業年度	当事業年度								
1 株当たり純資産額 59円97銭	1 株当たり純資産額 71円12銭								
1 株当たり当期純損失 (△) △179円29銭	1 株当たり当期純損失 (△) △96円17銭								
なお、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの 1 株当たり当期純損失であるため記載しておりません。	同左								

⑥【附属明細表】

【有価証券明細表】

【株式】

銘柄		株式数 (株)	貸借対照表計上額 (千円)
投資有価証券	その他 有価証券	51	5,100
	そーせいグループ		

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末 残高 (千円)	当期 増加額 (千円)	当期 減少額 (千円)	当期末 残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 (千円)	当期 償却額 (千円)	差引当期 末残高 (千円)
有形固定資産							
建物	5,167	3,354	2,439	6,082	4,536	337	1,546
機械及び装置	74,543	—	—	74,543	66,269	13,790	8,274
工具、器具及び備品	14,075	—	—	14,075	13,973	170	102
有形固定資産計	93,787	3,354	2,439	94,702	84,779	14,298	9,923
長期前払費用	—	7,602	—	7,602	—	—	7,602

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

該当事項はありません。

【引当金明細表】

区分	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
賞与引当金	5,939	5,917	5,425	513	5,917
本社移転損失引当金	3,313	—	3,313	—	—

(注) 賞与引当金の当期減少額の「その他」は前期引当金の余剰分の取崩額であります。

【資産除去債務明細表】

明細表に記載すべき事項が財務諸表等規則第8条の28に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

① 流動資産

イ. 現金及び預金

区分	金額 (千円)
預金	
普通預金	135,521
定期預金	50,007
合計	185,528

ロ. 売掛金

相手先別内訳

相手先	金額 (千円)
株式会社プライムユーン	1,102
日油株式会社	29
合計	1,131

ハ. 売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

前期繰越高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	次期繰越高 (千円)	回収率 (%)	滞留期間 (日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2} \div \frac{(B)}{365}$
48	9,636	8,553	1,131	88.3	22.3

(注) 当期発生高には消費税等が含まれております。

ニ. 原材料及び貯蔵品

区分	金額 (千円)
原材料	
治験薬製造用原材料	27,262
研究用原材料	16,607
計	43,869
貯蔵品	
試薬品	76
計	76
合計	43,945

ホ. 未払金

相手先別内訳

相手先	金額 (千円)
独立行政法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構	35,610
その他	26,454
合計	62,064

(3) 【その他】

該当事項はありません。

## 第7 【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

## 第8 【発行者の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	事業年度末の翌日から3ヶ月以内
基準日	3月31日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	9月30日、3月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え (注) 取扱場所  株主名簿管理人  取次所  名義書換手数料  新券交付手数料	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 本店  東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社  三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店  115円  該当事項はありません。
単元未満株式の買取り 取扱場所  株主名簿管理人  取次所  買取手数料	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 本店  東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社  三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店  無料
公告掲載方法	電子公告 ( <a href="http://www.mebiopharm.com/">http://www.mebiopharm.com/</a> ) ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社株式は、TOKYO AIMへの上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定であります。

### **第三部 【特別情報】**

#### **第1 【有価証券の様式】**

該当事項はありません。

#### **第2 【外部専門家の同意】**

該当事項はありません。

#### 第四部 【株式公開情報】

##### 第1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

## 第2 【第三者割当等の概況】

### 1 【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	株式①
発行年月日	平成22年8月11日
種類	普通株式
発行数	2,730株
発行価格	110,000円 (注) 3.
資本組入額	55,000円
発行価額の総額	300,300,000円
資本組入額の総額	150,150,000円
発行方法	第三者割当
保有期間等に関する確約	(注) 1. 2.

(注) 1. 第三者割当等による株式等の発行の制限に関し、TOKYO AIM 上場規程並びにその期間については以下のとおりであります。

(1) TOKYO AIM 上場規程第15条及び同規程施行規則第8条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前から上場日の前日までにおいて、第三者割当等による募集株式の割当を行っている場合（上場前の公募等による場合を除く。）、第三者割当等による新株予約権の割当てを行っている場合、又は当該新株予約権の行使による株式の交付を行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当又は交付を受けた者について、担当 J-Nomad に対して以下の各事項について書面により確約を行わせるものとされております。

① 割当又は交付を受けた株式及び新株予約権（以下「割当株式等」という。）について、割当又は交付を受けた日から上場日以後6か月を経過する日（割当株式等の割当又は交付を受けた日以後1年間を経過していない場合には、当該割当又は交付を受けた日から1年かを経過する日）までの継続所有。

② 割当株式等を譲渡する場合はあらかじめ新規上場申請者に書面により通知するとともに、事後において新規上場申請者にその内容を報告すること。

③ その他同取引所が必要と認める事項。

(2) 新規上場申請者が、前項の規定に基づく書面の提出を行わないときは、同取引所は新規上場申請者の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。

(3) 当社の場合、新規上場申請日の直前事業年度の末日は平成23年3月31日であります。

2. 前記1（1）の規定に基づき、担当 J-Nomad と割当を受けた者との間で、原則として割当を受けた株式（以下「割当株式」という。）について、割当を受けた日から上場日以後6か月を経過する日（割当株式の割当を受けた日以後1年間を経過していない場合には、当該割当を受けた日から1年かを経過する日）まで所有する等の確約を行っております。

3. 発行価格は、簿価純資産法とディスカウント・キャッシュ・フロー法の折衷法に基づいて算定された価格であります。

4. 平成23年6月9日付をもって1株を100株の割合で株式分割しておりますが、上記の株数は株式分割前の株数で記載しております。

## 2 【取得者の概況】

### 株式①

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の職業 及び事業の 内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 発行者との関係
北京泰德制药 股份有限公司	北京市北京經 済技術開発区 榮京東街8号	医薬品会社	2,730	300,300,000 (110,000)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)

(注) 1. 北京泰德制药股份有限公司は、当該第三者割当増資により特別利害関係者等(大株主上位10名)となりました。

2. 平成23年6月9日付をもって1株を100株の割合で株式分割しておりますが、割当株数及び価格(単価)は株式分割前の株数で記載しております。

## 3 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

### 第3【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する 所有株式数の割合 (%)
藤澤 忠司 (注)1. 2.	東京都港区	727,500 (464,500)	21.87 (13.97)
北京泰德制药股份有限公司 (注)2.	北京市北京経済技術開発区栄京東街 8 号	273,000 (-)	8.21 (-)
エヌアイエフ産学連携ファン ド1号投資事業有限責任 組合 (注)2.	東京都千代田区丸の内1-9-1	200,800 (-)	6.04 (-)
ジャフコ・バイオテクノロ ジー1号投資事業有限責任 組合 (注)2.	東京都千代田区大手町1-5-1 (株式会社ジャフコ内)	157,000 (-)	4.72 (-)
ジャフコ産学共創投資事業 有限責任組合 (注)2.	東京都千代田区大手町1-5-1 (株式会社ジャフコ内)	125,000 (-)	3.76 (-)
ユーテック1号投資事業有 限責任組合 (注)2.	東京都文京区本郷7-3-1	117,400 (-)	3.53 (-)
藤澤 久美子 (注)2. 3.	東京都港区	110,000 (-)	3.31 (-)
エヌアイエフジャパンファン ド投資事業有限責任組合 (注)2.	東京都千代田区丸の内1-9-1	102,000 (-)	3.07 (-)
柳衛 宏宣 (注)2.	東京都港区	92,000 (-)	2.77 (-)
SMBC 神戸バイオ・メディ カル3号投資事業有限責任 組合 (注)2.	東京都中央区日本橋茅場町1-13-12	76,000 (-)	2.29 (-)
丸山 一雄 (注)4.	神奈川県相模原市	75,000 (15,000)	2.26 (0.45)
日興コーディアル証券投資 事業組合	東京都千代田区丸の内1-2-1 (アント・キャピタル・パートナーズ株 式会社内)	70,000 (-)	2.10 (-)
塩田 拓男	東京都練馬区	65,000 (-)	1.95 (-)
江里口 正純	東京都品川区	56,000 (-)	1.68 (-)
東京海上日動火災保険株式 会社	東京都千代田区丸の内1-2-1	50,000 (-)	1.50 (-)
株式会社新生銀行	東京都中央区日本橋室町2-4-3	50,000 (-)	1.50 (-)
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1-8-11	50,000 (-)	1.50 (-)
株式会社ファンドクリエー ション	東京都港区六本木6-10-1	50,000 (-)	1.50 (-)
アイザワ・ベンチャー2号投 資事業有限責任組合	東京都中央区日本橋1-20-3	50,000 (-)	1.50 (-)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する 所有株式数の割合 (%)
NIFSMBC-V2006 神戸バイオ・メディカル 4号投資事業有限責任組合	東京都中央区日本橋茅場町1-13-12	40,200 (-)	1.21 (-)
投資事業組合「NIF21-ONE(2号-A)」	東京都千代田区丸の内1-9-1	39,400 (-)	1.18 (-)
投資事業組合「NIF21-ONE(2号-B)」	東京都千代田区丸の内1-9-1	39,400 (-)	1.18 (-)
トランスサイエンス式ピー号投資事業有限責任組合	東京都港区六本木1-6-1	38,700 (-)	1.16 (-)
ジャフコV2共有投資事業有限責任組合	東京都千代田区大手町1-5-1 (株式会社ジャフコ内)	36,400 (-)	1.09 (-)
野村アール・アンド・エー第二号投資事業有限責任組合	東京都千代田区大手町2-2-2 アーバンネット大手町ビル	34,400 (-)	1.03 (-)
大和企業投資株式会社	東京都千代田区丸の内1-9-1	30,400 (-)	0.91 (-)
社内発・産学連携ベンチャー支援投資事業有限責任組合	東京都中央区日本橋茅場町1-10-5	30,000 (-)	0.90 (-)
投資事業組合オリックス8号	東京都港区浜松町2-4-1	28,000 (-)	0.84 (-)
みずほキャピタル第1号投資事業有限責任組合	東京都千代田区内幸町1-2-1	27,800 (-)	0.84 (-)
みずほキャピタル株式会社	東京都千代田区内幸町1-2-1	27,800 (-)	0.84 (-)
NIFSMBC-V2006S1 投資事業有限責任組合	東京都千代田区丸の内1-9-1	26,800 (-)	0.81 (-)
日本アジア投資株式会社	東京都千代田区神田錦町3-11	25,000 (-)	0.75 (-)
ジャイク・大学発最先端産業育成壱号投資事業有限責任組合	東京都千代田区神田錦町3-11 精興竹橋共同ビル 日本アジア投資株式会社内	25,000 (-)	0.75 (-)
関口 守正	東京都小金井市	20,000 (-)	0.60 (-)
梶山 哲也	埼玉県草加市	20,000 (-)	0.60 (-)
鵜飼 恵子	東京都港区	20,000 (-)	0.60 (-)
株式会社西京銀行	山口県周南市平和通1-10-2	20,000 (-)	0.60 (-)
ジャフコ V1-スター投資事業有限責任組合	東京都千代田区大手町1-5-1 (株式会社ジャフコ内)	17,400 (-)	0.52 (-)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する 所有株式数の割合 (%)
みずほキャピタル第2号投資事業有限責任組合	東京都千代田区内幸町1-2-1	17,300 (-)	0.52 (-)
FP公開支援第1号投資事業有限責任組合	東京都千代田区丸の内2-2-1 岸本ビルディング2階	17,200 (-)	0.52 (-)
東京ディスカバリー投資事業有限責任組合	東京都千代田区丸の内1-2-1 (アント・キャピタル・パートナーズ株式会社内)	16,500 (-)	0.50 (-)
FP公開支援第2号投資事業有限責任組合	東京都千代田区丸の内2-2-1 岸本ビルディング2階	16,500 (-)	0.50 (-)
トランスサイエンス・マテリアル投資事業有限責任組合	東京都港区六本木1-6-1	16,300 (-)	0.49 (-)
SMBCキャピタル8号投資事業有限責任組合	東京都日本橋茅場町1-13-12	16,000 (-)	0.48 (-)
NIFベンチャーキャピタルファンド2005H-2投資事業有限責任組合	東京都千代田区丸の内1-9-1	14,400 (-)	0.43 (-)
日興地域密着型産学官連携投資事業有限責任組合	東京都千代田区丸の内1-2-1 (アント・キャピタル・パートナーズ株式会社内)	13,500 (-)	0.41 (-)
FC-STファンド投資事業有限責任組合	東京都港区六本木6-10-1	12,000 (-)	0.36 (-)
JPE Fund Creation I L.P.	PO Box 309GT Umland House, South Church Street George Town, Grand Cayman Cayman Islands	10,000 (-)	0.30 (-)
りそなキャピタル株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1-10-5	10,000 (-)	0.30 (-)
KSC投資事業組合C号	東京都千代田区有楽町2-2-2	10,000 (-)	0.30 (-)
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2-7-1	10,000 (-)	0.30 (-)
三生4号投資事業有限責任組合	東京都千代田区大手町1-2-3	10,000 (-)	0.30 (-)
NIFベンチャーキャピタルファンド2005H-1投資事業有限責任組合	東京都千代田区丸の内1-9-1	7,400 (-)	0.22 (-)
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内1-1-2	7,000 (-)	0.21 (-)
カセイスバンクルクセンブルグアンリステッドストッククライアントアカウント	ルクセンブルグ大公国ルクセンブルグL-2520アレ・シャファー5	6,700 (-)	0.20 (-)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する 所有株式数の割合 (%)
NIF ベンチャーキャピタル ファンド 2005L-2 投資事 業有限責任組合	東京都千代田区丸の内 1-9-1	6,400 (-)	0.19 (-)
明治キャピタル7号投資事 業組合	東京都千代田区麴町 4-2-7	6,000 (-)	0.18 (-)
ベンチャー・リヴァイタラ イズ証券投資法人	東京都港区六本木 1-6-1	5,300 (-)	0.16 (-)
SBI トランスサイエンス 株式会社	東京都港区六本木 1-6-1	5,100 (-)	0.15 (-)
菅下 清廣	神奈川県横浜市青葉区	5,000 (5,000)	0.15 (0.15)
寺田 保信	東京都世田谷区	5,000 (5,000)	0.15 (0.15)
岡田 一志 (注)4.	神奈川県横浜市鶴見区	4,500 (4,500)	0.14 (0.14)
その他 20 名	—	34,400 (6,100)	1.03 (0.18)
計	—	3,325,900 (500,100)	100.00 (15.04)

- (注) 1. 特別利害関係者等 (当社の代表取締役社長)  
2. 特別利害関係者等 (大株主上位10名)  
3. 特別利害関係者等 (当社の代表取締役社長の配偶者)  
4. 特別利害関係者等 (当社の取締役)  
5. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。  
6. ( ) 内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。